

龍谷大学 履修要項
2025年度 政策学研究所

🕒 最終更新日：2025年5月14日

2025年度入学生

政策学研究所

2025年度入学生 政策学研究所 メニュー

「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

>

- 政策学研究所の教育理念・目的 >
- 政策学研究所の学位授与の方針（DP） >
- 政策学研究所の教育課程編成・実施の方針（CP） >

大学院政策学研究所 修士課程

>

- 【1】 政策学研究所 修士課程 開設科目一覧 >
科目ナンバリング >
- 【2】 修士課程履修ガイド >
1. 修士課程におけるコースについて > 2. 科目群による系統的履修について > 3. 研究プロジェクトについて >
- 【3】 修士学位取得のためのガイドライン >
1. 政策学研究所で授与する学位 > 2. 学位授与までのプロセス > 3. 修了要件 > 4. 必修科目 >
5. 履修手続きについて > 6. 成績評価について >
- 【4】 「地域公共政策士」、「ソーシャル・イノベーション・デザイナー（SI-D）」資格及び履修証明プログラムについて >
1. 地域公共政策士制度について > 2. ソーシャル・イノベーション・デザイナー（SI-D）資格制度について >
3. 履修証明プログラムについて >

大学院政策学研究所 博士後期課程

>

- 【1】 政策学研究所 博士後期課程 開設科目一覧 >
科目ナンバリング >
- 【2】 博士後期課程履修ガイド >
博士後期課程における履修について >
- 【3】 博士学位取得のためのガイドライン（課程博士） >
1. 政策学研究所で授与する学位 > 2. 学位授与までのプロセス > 3. 修了要件 > 4. 必修科目 > 5. 選択科目 >
6. 研究指導 > 7. 博士論文について > 8. 成績評価について >
- 【4】 履修証明プログラムについて >

大学院政策学研究所 規程・内規等

>

- [龍谷大学大学院政策学研究科における課程博士学位授与に関する内規 >](#)
- [「長期履修制度」について >](#)
- [龍谷大学大学院学則抜粋（単位認定） >](#)
- [特別専攻生規程 >](#)
- [龍谷大学大学院学則抜粋（研究生） >](#)
- [大学院政策学研究科 学部科目履修に関する内規 >](#)
- [教職課程履修料の納入に関する要領 >](#)

学修生活の手引き

>

- [【1】届書・願書および各種証明書 >](#)
- [【2】学籍の取り扱い >](#)
 - 1. [学籍とは >](#)
 - 2. [学籍簿 >](#)
 - 3. [学生証 >](#)
 - 4. [学籍の喪失 >](#)
 - 5. [休学と復学 >](#)
 - 6. [最長在学年数 >](#)
 - 7. [再入学 >](#)
 - 8. [博士後期課程 単位取得による依願退学について >](#)
 - 9. [博士後期課程博士学位論文提出のための再入学 >](#)
- [【3】9月修了の取扱いについて >](#)
 - 1. [修了資格 >](#)
 - 2. [修了日付 >](#)
 - 3. [学位記の書式 >](#)
- [【4】教職課程－専修免許状について－ >](#)
 - (1) [専修免許状の基礎資格について >](#)
 - (2) [政策学研究科で取得できる専修免許状 >](#)
 - (3) [政策学研究科における専修免許状の取得方法 >](#)
 - (4) [教科に関する科目（政策学研究科） >](#)
- [【5】教育訓練給付制度について >](#)
 - (1) [教育訓練給付制度とは >](#)
 - (2) [教育訓練給付金の支給申請について >](#)
- [【6】職業実践力育成プログラム（BP）について >](#)

政策学研究科の教育理念・目的

政策学研究科

政策学研究科は、建学の精神に基づいて、共生の哲学を基礎に、現代的で人類的な課題に対する専門知識に支えられた市民的思考力と、協働による課題解決アプローチを構想できる政策研究能力を修得し、政策の立案実施にかかる能力を持った人材を養成することを目的とする。

政策学研究科修士課程

修士課程は、市民的公共性と持続可能な発展への貢献を志向性として獲得し、地域がかかえる具体的課題を政策分析の対象として扱うことができる政策学の学問的知識を修得し、地域の課題を設定して解決できる能力を有する専門的職業人及び研究者を養成する。

政策学研究科博士後期課程

博士後期課程は、市民的公共性と持続可能な発展という考え方を自ら考察でき、地域課題を包括的で統合的な政策によって解決できる政策学の知識と構想力を有する研究者及びより高度な専門的職業人を養成する。

政策学研究科の学位授与の方針（DP）

政策学研究科修士課程

備えるべき能力

- 持続可能な発展への貢献という市民的公共性を獲得し、人類的及び地域的課題を政策分析の対象として扱うことができる。
- 研究者を志望する者あるいは高度の専門的職業人として、政策学の専門的知識を活かしながら、人類的及び地域的課題に対して政策課題を分析し解決策を示すことができる。

将来発揮することが期待される能力

- 人類的及び地域的課題に対して、市民的公共性と政策学の専門的知識を活かして、政策分析と政策提案をすることができるようになる。
- 社会と連携し市民の協働によって解決するという見方に立って、地域の課題解決や持続可能な発展に主体的に取り組むことができるようになる。

なお、研究科共同運営コース（プログラム）の「学位授与の方針」については、次のとおりとする。

地域公共人材総合研究プログラム

備えるべき能力

- 所属する各研究科が求める学問的な知識と能力を修得するとともに、専門的職業人を含む協働型社会の担い手に必要な実践的、実務的な知識と能力を修得することができる。
- 世代や職業分野を超えてコミュニケーションできるスキルと志向を持つことができる。
- 歴史的、理論的、実践的な視点から、協働についての学問的知識を持つことができる。
- 社会や職場が抱えている課題について、分析能力と一定の課題解決提言能力を持つことができる。
- 地域のポテンシャルを発掘し、それらを活かして新たな価値を創造する能力を持つことができる。

将来発揮することが期待される能力

- 現代的で人類的な課題に対する専門的知識に支えられた市民的思考力を有する人材として、協働型社会構築の担い手として地域や職場で活躍することができるようになる。
- 社会や職場が抱えている課題について、協働による課題解決アプローチを構想できる分析提言能力を持つことができるようになる。

○社会的ニーズを満たすために、革新的な発想によって地域のポテンシャルの新たな活かし方を創造する能力を持つことができるようになる。

○生涯学習への意欲を持ち、より高度な専門的職業人を含む協働型社会の担い手になるための研鑽を続けることができるようになる。

〔学位授与の方針・学位授与の諸要件〕

○修士課程に原則として2年以上在学すること。

○所定の科目について32単位以上（修士論文指導である「特別研究」4単位修得を含む）を修得すること。

○龍谷大学大学院政策学研究科履修要項に基づき、必要な研究指導を受けたいえ、修士論文ないし課題研究を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

政策学研究科博士後期課程

備えるべき能力

○持続可能な発展への貢献という市民的公共性を基底におきながら、人類的及び地域的課題を政策学の視点から総合的に分析することができる。

○研究者あるいはより高度の専門的職業人として、政策学の専門的知識を活かしながら、人類的及び地域的課題に対して政策課題を総合的に分析し、創造的な解決策を示すことができる。

将来発揮することが期待される能力

○人類的及び地域的課題に対して、包括的で統合的に分析する政策学の能力を活かして、課題解決指向型の政策提案をすることができるようになる。

○参加や協働に必要な政策立案能力やファシリテーション能力を活かして、社会と連携し市民の協働によって解決するという見方に立って、地域の課題解決や持続可能な発展に主導的に取り組むことができるようになる。

〔学位授与の方針・学位授与の諸要件〕

○博士後期課程に3年以上在学すること。

○所定の科目について12単位以上（博士論文指導である「特別演習Ⅰ」、「特別演習Ⅱ」及び「特別演習Ⅲ」の12単位修得を含む）を修得すること。

○龍谷大学学位規程及び龍谷大学大学院政策学研究科履修要項に基づき、必要な研究指導を受けたいえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

政策学研究科の教育課程編成・実施の方針（CP）

政策学研究科修士課程

人類的及び地域的課題を分析し、解決策を提案するための政策学の学問的知識を与える教育課程を編成する。

○市民的公共性を持つ高度な専門的職業人及び研究者を養成するため、入学年度毎に以下のコースを設置する。

- 2025年度以降入学生

「政策学研究コース」、「NPO・地方行政研究コース」、「ソーシャル・イノベーション研究コース」を設置する。

- 2016年度～2024年度入学生

政策学研究に重点を置く「政策学研究コース」、地域公共人材総合研究プログラムに参画する「NPO・地方行政コース」を設置する。

- 2015年度入学生

政策学研究に重点を置く「政策学研究コース」及び協働型社会の構築の研究に重点を置く「NPO・地方行政研究コース」を設置する。

- 2014年度以前入学生

地域政策研究に重点をおく「地域政策研究コース」、協働型社会の構築の研究に重点をおく「NPO・地方行政研究コース」及びより実践的な課題遂行能力を育成するための科目を両コースに提供する「地域公共人材サブコース」を設置する。

○研究対象を多様な視点で分析及び議論することを通じ、市民的公共性をより深く理解し、実践的な課題解決能力を獲得できるよう指導するため「特別演習」を配置する。

- 2025年度以降入学生
「政策学研究特別演習」「NPO・地方行政研究特別演習」「ソーシャル・イノベーション研究特別演習」
- 2016年度～2024年度入学生
「公共政策研究特別演習」「地域公共人材総合研究特別演習」
- 2015年度以前入学生
「公共政策研究特別演習」「NPO・地方行政研究特別演習」

○政策学の幅広い学問的知識を修得させ、具体的課題の認識と政策分析ができる深い研究能力を育成するために、政策学及び隣接学問領域の科目をバランスよく配置する。

○仕事や社会生活の現場で活用することができる実践的あるいは実務的な能力の獲得をめざした科目を配置する。

○夜間や土曜日に開講し、社会人が働きながら学ぶことができるカリキュラムを編成・実施する。

○修士論文（課題研究含む）の執筆指導のために「特別研究」を開講し、指導教員が研究ならびに履修指導を行う。並行して複数の教員が集団的な研究指導を行う。

なお、研究科共同運営コース（プログラム）の「教育課程編成・実施の方針」については、次のとおりとする。

地域公共人材総合研究プログラム

「理論と実務をつなぐ」を基本方針に、「学位授与の方針」に明示した資質等を達成するため、以下の方針にもとづき、教育課程を編成し、コースを運営する。

○地域公共政策、民衆学、公法学、地域社会学、経営学等について多角的な視野から調査・研究するため、二研究科（法学研究科、政策学研究科）を横断する多様な専門科目によるカリキュラム編成を行う。

○市民活動団体や自治体、経済団体と結んだ地域連携協定を活用し、「地域」を焦点に、連携団体の「実務」と大学院の「理論」を学ぶ環境と科目を積極的に設け、現場に即した課題抽出・課題解決提示・新価値創造能力の向上をめざす。その一環で、地域社会において世代・職業分野を超えた多様な主体と協働する能力を育成する科目の開発及び設置に積極的に取り組む。

○地域社会の課題に実務としてとりくむ人材の学びの要請に応える科目編成、コース設計及び修学支援を積極的に進める。

○NPO、自治体職員、企業、経済団体等の社会人学生と若手学生が共同討議する「特別演習」を必修科目とするとともに、「NPO・地方行政研究コース」は「地域公共人材実践演習」を必修科目とし、「ソーシャル・イノベーション研究コース」は「ソーシャル・イノベーション実践演習」を必修とし、総合的、多角的視野をもった学びのコミュニティを創出し、個別指導と集団指導を複合させた修士論文指導体制との効果を相乗させる。

政策学研究科博士後期課程

○人類的及び地域的課題を分析し、解決策を提案するための政策学の学問的知識を与える教育課程を編成する。

○包括的で統合的な方法で課題の解決を提示する高度な政策研究能力あるいは、政策立案実施能力を持つことができる教育課程を編成する。

○地域の課題解決や持続可能な発展に主体的にかかわる志向性を持つことができる、市民的公共性の醸成を目標とした教育課程を編成する。

○研究者あるいはより高度の専門的職業人としての能力の獲得のために、「政策学研究」と「プロジェクト型研究」を開講する。

○夜間や土曜日に開講し、社会人が働きながら学ぶことができるカリキュラムを編成・実施する。

○研究成果を積極的に公表し、博士論文を着実に作成するために、3年間にわたって「特別演習」を必修科目として開講し、指導教員が研究ならびに履修指導を行う。並行して複数の教員が集団的な研究指導を行う。

大学院政策学研究科 修士課程

【1】政策学研究科 修士課程 開設科目一覧

科目群	コース	科目名 (新カリキュラム)	単位数	学部等合併	※各研究科提供科目	備考	科目 ナンバリング
必修科目	共通	特別研究	4			修士論文・課題研究指導科目	H-01-SEM-6-0010
	政策学	政策学研究特別演習	2			政策学研究コース生のみ受講可 第1学期開講科目 (水、土の2クラス) ＜注意＞上限8単位まで修了要件単位として認定。それ以上履修した場合は、随意科目として認定	H-01-SEM-6-0030
	政策学	政策学研究特別演習	2			政策学研究コース生のみ受講可 第2学期開講科目 (水、土の2クラス) ＜注意＞上限8単位まで修了要件単位として認定。それ以上履修した場合は、随意科目として認定	H-01-SEM-6-0030
	NPO	NPO・地方行政研究特別演習	2			地域公共人材総合研究プログラム科目 NPO・地方行政研究コース生のみ受講可 第1学期開講科目 (水、土の2クラス) ＜注意＞上限8単位まで修了要件単位として認定。それ以上履修した場合は、随意科目として認定	H-01-SEM-6-0041
	NPO	NPO・地方行政研究特別演習	2			地域公共人材総合研究プログラム科目 NPO・地方行政研究コース生のみ受講可 第2学期開講科目 (水、土の2クラス) ＜注意＞上限8単位まで修了要件単位として認定。それ以上履修した場合は、随意科目として認定	H-01-SEM-6-0041
	SI	ソーシャル・イノベーション研究特別演習	2			ソーシャル・イノベーション研究コース生のみ受講可 第1学期開講科目	H-01-SEM-6-0070

					(水、土の2クラス) ＜注意＞上限8単位まで 修了要件単位として認定。 それ以上履修した場合は、 随意科目として認定	
	SI	ソーシャル・イノベーション 研究特別演習	2		ソーシャル・イノベーション 研究コース 生のみ受講可 第2学期開講科目 (水、土の2クラス) ＜注意＞上限8単位まで 修了要件単位として認定。 それ以上履修した場合は、 随意科目として認定	H-01-SEM-6-0070
	NPO	地域公共人材実践演習	4		NPO・地方行政研究 コース生必修科目 キャップストーン科目 地域公共人材総合研究 プログラム科目 政策学研究コース、 ソーシャル・イノベーション 研究コース 生は実践的応用科目 として受講可	H-01-POS-6-0260
	SI	ソーシャル・イノベーション 実践演習	4		ソーシャル・イノベーション 研究コース 生必修科目 キャップストーン科目 政策学研究コース、 NPO・地方行政研究 コース生は実践的応用 科目として受講可	H-01-POS-6-0261
政策学専攻	NPO SI	フィールドワーク特別研究	4		協定先推薦入学者のみ 受講可能	H-01-SEM-6-0300
	共通	研究プロジェクト	2		研究指導科目 2年制課程のみ対象科目	H-01-SEM-6-0020
	共通	地域リーダーシップ研究	2		隔年開講	H-01-POS-6-0280
	共通	先進的地域政策研究	2		隔年開講	H-01-POS-6-0290
	共通	都市政策研究	2			H-01-TPA-6-0360
	共通	都市計画研究	2			H-01-TPA-6-0540
	共通	まちづくりとコミュニティ研究	2			H-01-ARS-6-0390
	共通	まちづくりと法研究	2			H-01-ARS-6-0510
	共通	農村政策研究	2			H-01-SOC-6-0370
	共通	公共政策学研究	2			H-01-POL-6-0320
	共通	社会政策研究	2			H-01-POS-6-0330
	共通	環境学研究	2			H-01-ENS-6-0530

共通	環境経済学研究	2				H-01-EPS-6-0520	
共通	環境政策研究	2				H-01-EPS-6-0840	
共通	環境社会学研究	2				H-01-SOC-6-0860	
共通	環境課題分析研究	2				H-01-EPS-6-0850	
共通	地域経済学研究	2				H-01-ECP-6-0490	
共通	地域協働研究	2				H-01-POS-6-0380	
共通	政治学研究	2				H-01-POL-6-0440	
共通	行政学研究	2				H-01-POL-6-0310	
共通	地方自治体研究	2				H-01-POL-6-0350	
共通	非営利組織研究	2				H-01-MAN-6-0430	
共通	財政学・地方財政学研究	2				H-01-PFP-6-0480	
共通	企業のCSR実践演習	2	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-MAN-6-0130	
共通	ローカルビジネス・イノベーション研究	2				H-01-MAN-6-0560	
共通	地域産業政策研究	2				H-01-ECP-6-0400	
共通	ローカル・ファイナンス研究	2				H-01-MOF-6-0340	
共通	地域エネルギー政策研究	2				H-01-ENE-6-0500	
共通	政策学外国文献研究	2	博士			H-01-POS-6-0420	
共通	都市防災・危機管理研究	2				H-01-NDD-6-0870	
共通	ソーシャル・イノベーション研究	2				H-01-MAN-6-0880	
共通	政策学のためのデータ&AI活用	2			オンライン開講科目	H-01-POI-6-0890	
実践的応用	共通	政策実践・探究演習ⅠA（海外）	4	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-ARS-6-0190
	共通	政策実践・探究演習ⅠB（海外）	4	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-ARS-6-0230
	共通	政策実践・探究演習ⅡA（海外）	4	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-ARS-6-0210
	共通	政策実践・探究演習ⅡB（海外）	4	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-ARS-6-0250
	共通	海外調査実践英語演習	2	博士			H-01-ENL-6-0100
	共通	海外フィールド研究	4				H-01-ARS-6-0470
	共通	社会科学のための調査研究の技法	2				H-01-SEM-6-0570
	共通	コミュニティメディア研究	2				H-01-SOC-6-0410

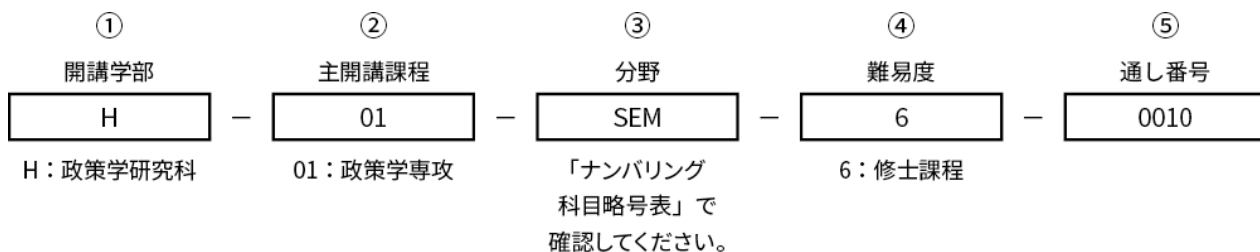
	共通	社会調査のための情報処理演習	2				H-01-POI-6-0550
	共通	地方行政実務演習	2				H-01-POL-6-0080
	共通	協働ワークショップ実践演習	2			協働研修系科目	H-01-POS-6-0050
	共通	コミュニケーション・ワークショップ実践演習	2			ファシリテーター研修系科目	H-01-CST-6-0060
	共通	政策コミュニケーション研究	2				H-01-CST-6-0450
	共通	キャリア・コミュニケーション演習	2	学部			H-01-CST-6-0110
	共通	地域再生可能エネルギー実装演習	2				H-01-ENE-6-0070
	共通	政策学研究発展演習Ⅰ	2	学部			H-01-POS-6-0140
	共通	政策学研究発展演習Ⅱ	2	学部			H-01-POS-6-0150
	共通	政策学研究発展演習Ⅲ	2	学部			H-01-POS-6-0160
	共通	政策学研究発展演習Ⅳ	2	学部			H-01-POS-6-0170
	共通	政策実践・探究演習ⅠA(国内)	4	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-ARS-6-0180
	共通	政策実践・探究演習ⅠB(国内)	4	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-ARS-6-0220
	共通	政策実践・探究演習ⅡA(国内)	4	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-ARS-6-0200
	共通	政策実践・探究演習ⅡB(国内)	4	学部		受講に際し担当教員の事前承認を必要とする	H-01-ARS-6-0240
	共通	グローバル戦略実践演習	2	学部			H-01-MAN-6-0120
	共通	実践キャリア研究	4				H-01-CAE-6-0460
	共通	地域公共人材特別演習	①			地域公共政策士資格取得プログラム必修科目 <注意>修了要件には含まない	H-01-POS-6-0270
他研究科提供科目	共通	比較政治論研究	2		JM		H-01-INR-6-0610
	共通	西洋政治史研究	2		JM		H-01-INR-6-0620
	共通	開発援助論研究	2		JM		H-01-INR-6-0630
	共通	平和・紛争論研究	2		JM		H-01-INR-6-0640
	共通	国家・民族論研究	2		JM		H-01-INR-6-0650
各研究科提供科目	共通	外交政策論研究	2		JM		H-01-INR-6-0660
	共通	第三世界政治論研究	2		JM		H-01-INR-6-0680
	共通	アジア政治論研究	2		JM		H-01-INR-6-0690
	共通	アフリカ政治論研究	2		JM		H-01-INR-6-0700

共通	アフリカ社会論研究	2		JM		H-01-INR-6-0710
共通	行政法研究Ⅰ	2		JM		H-01-PUL-6-0720
共通	行政法研究Ⅱ	2		JM		H-01-PUL-6-0730
共通	国際政治学研究	2		JM		H-01-INR-6-0600
共通	国際環境法研究Ⅰ	2		JM		H-01-ILA-6-0740
共通	国際環境法研究Ⅱ	2		JM		H-01-ILA-6-0750
共通	社会保障法研究Ⅰ	2		JM		H-01-SOL-6-0760
共通	社会保障法研究Ⅱ	2		JM		H-01-SOL-6-0770
NPO SI	E U政策論研究	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-INR-6-0670
NPO SI	自治体法務研究	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-LAW-6-0580
NPO SI	地方自治法研究	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-LAW-6-0590
NPO SI	知的財産法研究Ⅰ	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-CIL-6-0780
NPO SI	知的財産法研究Ⅱ	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-CIL-6-0790
NPO SI	企業法務論研究Ⅰ	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-CIL-6-0800
NPO SI	企業法務論研究Ⅱ	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-CIL-6-0810
NPO SI	企業取引法研究Ⅰ	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-CIL-6-0820
NPO SI	企業取引法研究Ⅱ	2		JM	地域公共人材総合研究プログラム生のみ受講可能	H-01-CIL-6-0830

※JM…法学研究科

科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示するしくみです。政策学研究科修士課程開講科目のナンバリングは次のとおりです。



【参考】ナンバリング科目略号表（政策学研究科使用コードのみ）

略号	科目分類
ARS	地域研究
CAE	キャリア教育
CIL	民事法学
CST	コミュニケーション研究
ECP	経済政策
ENE	エネルギー学
ENL	英語学
ENS	環境学

略号	科目分類
EPS	環境政策・環境社会システム
ILA	国際法学
INR	国際関係論
LAW	法学
MAN	経営学
MOF	金融・ファイナンス
NDD	自然災害科学・防災学
PFP	財政・公共経済

略号	科目分類
POI	情報学基礎
POL	政治学
POS	政策学
PUL	公法学
SEM	ゼミナール
SOC	社会学
SOL	社会法学
TPA	都市計画・建築計画

【2】 修士課程履修ガイド

1. 修士課程におけるコースについて

政策学研究科修士課程では、高度の専門的職業人と研究者の養成に資する教育を進めるべく、学習の目標を明確にすること及び系統的な科目履修を積極的に進めていくことを目的として、政策学研究コースとNPO・地方行政研究コース、ソーシャル・イノベーション研究コースを設けています。入学後の履修登録時に自身が所属するコースを選択いただきます。なお、政策学研究科が開設する科目は、どのコースに所属しても原則として全て履修することができます（各コースにおける特別演習、地域公共人材総合研究プログラム提供科目を除く）。

(1) 政策学研究コース

政策学研究に重点をおく大学院生を対象に、持続可能な発展という視点を基礎におきながら、参加と協働による地域政策について理論と実践の両面から研究を展開します。

政治学、行政学、地域経済学、財政学、都市政策論など地域ガバナンスにかかわる多様な科目のほか、環境や社会保障など政策分野の専門科目が配習されており、政策学全般の学術的な研究に関する科目を学修することで、政策学分野の学術的な研究力を修得します。

(2) NPO・地方行政研究コース（地域公共人材総合研究プログラム）

地域における課題とその解決方法を実践的に研究したい行政、NPOをはじめとする様々なセクターの職業人と、若い大学院生とのシナジー効果によって、視点を新たにしながら、現場を変えたいという使命感と実務能力をもった高度な専門的職業人を養成します。都市や農村に関する政策や、エネルギーや環境、コミュニティに関する理論や実践科目のほか、地域公共人材実践演習など地域における課題とその解決方法を実践的に研究する科目を学修することで、地域課題の分析と課題解決の力を修得します。

(3) ソーシャル・イノベーション研究コース（地域公共人材総合研究プログラム）

社会的ニーズを満たすための新たな価値創造を実践的に研究したいビジネスパーソンをはじめとする様々な職業人と、若い大学院生とのシナジー効果によって、新しい価値の創造を通じて社会を革新したいという実践的な専門的職業人を養成します。まちづくりやローカルビジネス、イノベーションに関する理論や実践科目のほか、ソーシャル・イノベーション実践演習など革新的な発想によって地域のポテンシャルの新たな活かし方を実践的に研究する科目を学修することで、地域ポテンシャルの発掘と価値創造の力を修得します。

2. 科目群による系統的履修について

政策学研究科では各コースの枠組みを超えて科目の履修が可能なため、各科目の特性を明確化し、より系統的な科目履修が可能となるよう「科目群」を設定しています。「必修科目」「政策学専攻科目」「実践的応用科目」「提供科目」の4つの科目群から自身に合った科目を選択してください。

3. 研究プロジェクトについて

2年制課程の大学院生を対象として、1年次第2学期に「研究プロジェクト」を開講しています。この科目は、修士論文・課題研究の執筆に向けての研究指導科目と位置付けており、必修科目ではありませんが、履修を推奨しています。そして、修得した単位は修了要件の単位として認定します。

【3】 修士学位取得のためのガイドライン

1. 政策学研究科で授与する学位

政策学専攻 修士（政策学） Master of Policy Science

2. 学位授与までのプロセス

[1] 修士課程（2年制）＜4月入学＞

1年次			
2025年	4月	1日	学年始／入学式（深草）

		上旬	履修指導期間 コース登録届 提出 Web履修登録 授業開始
	5月	上旬	履修辞退受付期間
	7月	下旬	研究プロジェクト指導教員希望アンケート、研究計画書（2,000字程度）提出
	9月	上旬	履修指導期間 研究プロジェクト指導教員の発表 Web履修登録（追加・変更）
		下旬	授業開始
	10月	下旬	履修辞退受付期間
	11月	下旬	『特別研究』指導教員希望アンケート 提出
2026年	1月	中旬	『特別研究』指導教員の発表
	3月	中旬	修士論文・課題研究 報告会 （各種奨学金採用者、海外フィールド研究受講者等による報告）
2年次			
2026年	4月	上旬	履修指導期間・授業開始
		中旬	Web履修登録 題目及び指導教員届 提出
		下旬	研究計画書 提出
	5月	中旬	履修辞退受付期間
	7月	中旬	修士論文・課題研究 中間報告会
	9月	中旬	Web履修登録（追加・変更）
		下旬	授業開始
	10月	中旬	履修辞退受付期間
11月	上旬	修士論文・課題研究 中間発表	
	下旬	題目申請書 提出	
2027年	1月	中旬	修士論文・課題研究、要旨及び題目届 提出
		下旬	修士論文・課題研究 口述試問期間
	2月	下旬	修了判定
	3月	上旬	修士論文・課題研究 報告会
中旬		学位記授与式	

2年次は、毎年のおおよそのスケジュールを記載しています。

[2]修士課程（1年制）

1年次			
2025年	1月	下旬	入学（予定）者説明会・指導教員の発表
	4月	1日	学年始／入学式（深草）
		上旬	履修指導期間 コース登録届 提出締切 Web履修登録 授業開始 題目及び指導教員届 提出締切
		下旬	研究計画書 提出
	5月	上旬	履修辞退受付期間
	7月	中旬	修士論文・課題研究 中間報告会
	9月	上旬	履修指導期間 Web履修登録（追加・変更）
		下旬	授業開始
	10月	下旬	履修辞退受付期間
	11月	上旬	修士論文・課題研究 中間発表
下旬		題目申請書 提出締切	
2026年	1月	中旬	修士論文・課題研究、要旨及び題目届 提出締切
		下旬	修士論文・課題研究 口述試問期間
	2月	下旬	修了判定
	3月	上旬	修士論文・課題研究 報告会
		中旬	学位記授与式

[3]修士課程（2年制）＜9月入学＞

1年次			
2025年	9月	中旬	入学式 履修指導期間 コース登録届 提出 Web履修登録期間
		下旬	授業開始
	10月	中旬	履修辞退期間
	11月	下旬	研究プロジェクト指導教員希望アンケート、研究計画書（2,000字程度）提出
2026年	1月	中旬	研究プロジェクト指導教員の発表
	4月	上旬	履修指導期間 Web履修登録
		中旬	授業開始
	5月	中旬	履修辞退受付期間

	6月	末日	『特別研究』指導教員希望アンケート提出
	7月	中旬	『特別研究』指導教員決定・発表 修士論文・課題研究 中間報告会
2年次			
2026年	9月	中旬	履修指導期間 Web履修登録
		下旬	授業開始
	10月	上旬	研究計画書提出
		中旬	履修辞退受付期間
2027年	4月	上旬	履修指導期間 Web履修登録 授業開始
		中旬	題目及び指導教員届提出締切
	5月	上旬	修士論文・課題研究 中間発表
		中旬	履修辞退期間
		下旬	題目申請書提出
	7月	中旬	修士論文・課題研究、要旨及び題目届提出
		下旬	修士論文・課題研究 口述試問期間
	9月	上旬	修了判定
		中旬	学位記授与式

[4]修士課程（9月修了希望者）

2025年	4月	上旬	学年始 履修指導期間 Web履修登録 授業開始 9月修了意思確認書提出
			修士論文・課題研究 中間発表 履修辞退受付期間
	5月	上旬	修士論文・課題研究 中間発表 履修辞退受付期間
		下旬	題目申請書提出締切
	7月	中旬	修士論文・課題研究、要旨及び題目届提出
			修士論文・課題研究 口述試問期間
	9月	上旬	修了判定
		中旬	学位記授与式

3. 修了要件

政策学研究科修士課程を修了するためには以下の条件を満たす必要があります。

① 政策学研究科修士課程に2年以上在学すること。

ただし、本研究科委員会が優れた業績を修めたと認められた者については、本研究科修士課程に1年以上在学すれば足りるものとします。

② 32単位以上を修得すること。

ただし、「特別研究」4単位、各コースにおける「特別演習」4単位、NPO・地方行政研究コースにおいては「地域公共人材実践演習」4単位、ソーシャル・イノベーション研究コースにおいては「ソーシャル・イノベーション実践演習」4単位を必修とします。

4. 必修科目

[1]特別演習について

所属するコースで開講される「特別演習」を必ず4単位以上履修してください。

【政策学研究コース】

- 「政策学研究特別演習」を必ず4単位以上履修してください。
- 「政策学研究特別演習」は最大8単位まで履修することができます（8単位を超える場合は随意科目として履修することができますが、修了要件に含みません）。
- 修士課程（2年制）の場合は、「政策学研究特別演習」を8単位履修することを推奨します。

【NPO・地方行政研究コース】

- 「NPO・地方行政研究特別演習」を必ず4単位以上履修してください。
- 「NPO・地方行政研究特別演習」は最大8単位まで履修することができます（8単位を超える場合は随意科目として履修することができますが、修了要件に含みません）。
- 修士課程（2年制）の場合は、「NPO・地方行政研究特別演習」を8単位履修することを推奨します。
- 「地域公共人材実践演習」を必ず4単位履修してください。

【ソーシャル・イノベーション研究コース】

- 「ソーシャル・イノベーション研究特別演習」を必ず4単位以上履修してください。
- 「ソーシャル・イノベーション研究特別演習」は最大8単位まで履修することができます（8単位を超える場合は随意科目として履修することができますが、修了要件に含みません）。
- 修士課程（2年制）の場合は、「ソーシャル・イノベーション研究特別演習」を8単位履修することを推奨します。
- 「ソーシャル・イノベーション実践演習」を必ず4単位履修してください。

[2]特別研究

「特別研究」（4単位）は必修科目であり、修了年次に履修することができます。修士論文・課題研究を提出し、審査に合格することで4単位を修得することができます。指導教員から研究指導を受け、修士論文・課題研究を作成してください。

1) 教育メンター制度

2年制課程においては、1年次第1学期に教育メンターを配置します。教育メンターには、研究科での学修に関して困ったことや相談したいことがあれば、履修説明会で配付されるメンター一覧に基づき、個別に連絡をとってください。

2) 修士論文・課題研究指導スケジュール

研究指導の流れは以下のとおりです。

●2年制（4月入学）

		行事・手続き	指導内容
1 年 次	2025年 4月	入学式 「コース登録届」提出	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教員決定のための相談（特別演習で実施） ・受講科目選択に係る助言 ・研究科での学修に関する相談 ・※研究指導計画書作成（研究計画の適正化と加筆修正） ・文献や統計資料等の収集に係る指導 ・文献、資料の精査に係る指導 ・調査方法に係る指導 ・修士論文、課題研究執筆に係る指導 ・研究方法等に係る指導
	↓		
	7月	「研究プロジェクト指導教員希望アンケート」「研究計画書」提出	
	↓		
	9月	研究プロジェクト指導教員発表	
	↓		
2026年 11月	「指導教員希望アンケート」提出		
↓			
2026年 1月	指導教員発表		
2 年 次	4月	「題目及び指導教員届」提出	
	↓		
	7月	中間報告会	
	↓		
	11月	中間発表 題目申請書提出	
	↓		
	2027年 1月	「修士論文・課題研究」提出 口述試問	
2月	修了判定		
3月	修士論文・課題研究 報告会 学位記授与式		

●1年制

		行事・手続き	指導内容
2025年	1月	指導教員発表	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導の概要等説明 ・※研究指導計画書作成（研究計画の適正化と加筆修正） ・受講科目選択に係る助言 ・文献や統計資料等の収集に係る指導 ・文献、資料の精査に係る指導 ・調査方法に係る指導 ・修士論文、課題研究執筆に係る指導 ・研究方法等に係る指導
	↓		
	4月	入学式 「コース登録届」「題目及び指導教員届」 「研究計画書」提出	
	↓		
	7月	中間報告会	
	↓		
	11月	中間発表 題目申請書提出	
	↓		
	2026年 1月	「修士論文・課題研究」提出 口述試問	
	2月	修了判定	
3月	修士論文・課題研究 報告会 学位記授与式		

●2年制（9月入学）

		行事・手続き	指導内容
1 年 次	2025年 9月	入学式 「コース登録届」提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講科目選択に係る助言 ・ 研究科での学修に関する相談 ・ ※研究指導計画所作成 （研究計画の適正化と加筆修正） ・ 文献や統計資料等の収集に係る指導 ・ 文献、資料の精査に係る指導 ・ 調査方法に係る指導
	↓		
	11月	「研究プロジェクト指導教員希望アンケート」「研究計画書」提出	
	↓		
	2026年 1月	研究プロジェクト指導教員発表	
↓			
	6月	「指導教員希望アンケート」提出	
↓			
	7月	指導教員発表 中間報告会	
2 年 次	2027年 4月	題目及び指導教員届 提出締切	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修士論文・課題研究執筆に係る指導 ・ 研究方法等に係る指導
	↓		
	5月	中間発表 題目申請書 提出	
	↓		
	7月	「修士論文・課題研究」提出 口述試問	
↓			
	9月	修了判定 学位記授与式	

※ 指導教員の指示に従い、以下の研究指導計画書を作成してください（様式は別途政策学部教務課よりデータで共有します）。
研究指導計画書の原本は教務課で保管しますので、各自で写しを保管してください。

龍谷大学大学院政策学研究科 研究指導計画書

指導教員は、学生と十分に打ち合わせを行ったうえで研究指導計画書を作成してください。

作成日： 年 月 日

所 属	政策学研究科 <input type="checkbox"/> 修士課程 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 (□に✓してください)		
学籍番号	H	学生氏名	
入学年月	年 月	指導教員	
題 目 (副題含む)			
【学生記入】 研究計画 (学会発表、論文作成等含む)			
【指導教員記入】 研究指導計画			

※指導教員が決定していない学生は特別演習担当者が研究指導を行います。

①中間報告会

7月に開催する「中間報告会」では、夏期休業期間に本格化する調査・研究の見通しをつけ、政策学研究科内で各自の研究テーマや論文作成の進捗状況を共有すべく、大学院生・教員が一堂に会する場で、修士課程修了予定者及び博士後期課程院生による中間報告会を開催します。報告対象者は、事前に指導教員と相談の上、A4判片面2枚以内でレジュメを作成してください。パワーポイントの使用は各自自由とします。詳細は別途政策学部教務課よりお知らせします。

②中間発表

修了年度の11月に実施する「中間発表」は、主査1名・副査2名・提出者の計4名によって公開形式で実施し、論文作成の進捗状況の確認及び助言・指導を行います。「中間発表」の実施日時・場所は、10月に指導教員から個別に連絡があります。実施形態や配布資料の準備など当日の詳細については、指導教員と相談の上「中間発表」に備えてください。

③修士論文・課題研究報告会

3月上旬～中旬に実施する「修士論文・課題研究報告会」は、修士論文・課題研究提出者による報告会です。また、各種奨学金採用者、海外フィールド研究受講者及び国際学会等参加者からの報告の場としています。当日の配布資料として、A4判片面2枚以内でレジュメを作成してください。パワーポイントの使用は各自自由とします。詳細は別途お知らせします。

4) 修士論文・課題研究に求められる条件

①修士論文審査基準

修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力又は高度の専門的職業人として必要な知識と能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間（1年制は1年間）広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければなりません。

1) 論文テーマの妥当性	問題意識が明確で、テーマ選択の理由及び学術的・社会的意義の理解が明確であること。
2) 問題の適切性	テーマに沿って問題設定が適切になされていること。
3) 論理の一貫性	分析・検討が論理的であること。
4) 研究方法	テーマや問題設定にふさわしい研究方法が選択されていること。また、文献資料やデータの取扱いが妥当であること。
5) 先行研究との関連性	テーマに関連する先行研究を踏まえて、自己の視点で分析していること。
6) 独創性	テーマや問題設定、研究方法、分析視点、結論等において、何らかの独創性があること。
7) 専門性	政策学の専門的知識を高度に活かしたものであること。
8) 広汎性	政策学に関連する幅広い知識を高度に駆使したものであること。
9) 体裁	引用等が適切に処理され、学位論文としての体裁が整っていること。

②課題研究審査基準

大学院は研究者養成機能と高度の専門的職業人の養成機能を担っています。前者は高度な学術研究を担う能力を育成することを目的とし、後者は特定の職業に従事するのに必要な高度の専門的知識の習得や研究能力を育成することを目的としています。高度の専門的職業人の教育にとって、研究の成果は学術的意義よりも職業とかかわる社会的・実践的意義をもつことがより重要です。そのことを考慮し、政策学研究科では、本研究科委員会が認めた場合、特定の課題についての研究の成果（課題研究）の審査をもって修士論文の審査に代えることができることとなっています。

なお、政策学研究科博士後期課程も研究者養成とともにより高度な専門的職業能力を有する人材の養成を教育目的としていますので、課題研究で修了した場合でも本学政策学研究科博士後期課程入学試験への出願ができます。

1) 論文テーマの妥当性	問題意識が明確で、テーマ選択の理由及びその社会的意義の理解が明確であること。
2) 問題の適切性	テーマに沿って問題設定が適切になされていること。
3) 論理の一貫性	分析・検討が論理的であること。
4) 研究方法	テーマや問題設定にふさわしい研究方法が選択されていること。また、文献資料やデータの取扱いが妥当であること。

5) 先行研究との関連性	テーマに関連する先行研究を適切に踏まえていること。
6) 独創性	テーマや問題設定、研究方法、分析視点、結論等において、適切な水準に達していること。
7) 専門性	政策学の専門的知識を活かしたものであること。
8) 広汎性	政策学に関連する幅広い基礎知識を駆使したものであること。
9) 体裁	引用等が適切に処理され、学位論文としての体裁が整っていること。

③その他

●留学生への特記事項

国際比較の視点が入ることは望ましいですが、少なくともその専門領域に関連する日本の問題状況等を十分に把握していることが必要です。

●博士後期課程進学希望者への特記事項

研究者志望の場合は、原則として、少なくとも1つの外国語を利用できる能力が必要です。

5) 修士学位審査の概要

修士論文・課題研究の審査は、当該専攻科目その他関連科目の担当教員のうちから、政策学研究科委員会が選任した主査1名・副査2名によって行われます。

修士論文・課題研究の審査は、提出された論文及び口述試問によって行います。

口述試問は、主査1名・副査2名・提出者の計4名によって実施し、口述試問の実施日時・場所は1月中旬に指導教員から個別に連絡があります。実施形態など当日の詳細については、指導教員と相談の上、口述試問に備えてください。

修士論文・課題研究の評価は、点数によって表示し、100点満点として60点以上を合格とします。

6) 修士論文・課題研究提出要領

①提出日程

修士論文・課題研究の提出を予定している者は、次の日程を確認してください。

日時等の詳細につきましては別途お知らせいたしますが、提出日の17時00分が期限となります。いかなる理由があっても期限を超えての提出は受け付けませんので、余裕をもって提出してください。

●9月修了希望者／9月入学・9月修了者

〈4月中旬〉

9月修了意思確認書提出（9月修了希望者のみ）

題目及び指導教員届提出

〈4月下旬～5月中旬〉 修士論文・課題研究中間発表

〈5月下旬〉 題目申請書提出

〈7月上旬〉 修士論文・課題研究、要旨及び題目届提出

〈7月中旬〉 修士論文・課題研究口述試問期間

●3月修了者

〈4月中旬〉 題目及び指導教員届提出

〈7月中旬〉 修士論文・課題研究中間報告会

〈11月上旬〉 修士論文・課題研究中間発表

〈11月下旬〉 題目申請書提出

〈1月中旬〉 修士論文・課題研究、要旨及び題目届提出

〈1月下旬〉 修士論文・課題研究口述試問期間

〈3月上旬～中旬〉 修士論文・課題研究報告会

※題目届提出（4月）以降に題目を変更する場合は「題目変更届」を教務課へ提出してください。

②提出書類

1. 題目及び指導教員届

修士課程修了年次には、「題目及び指導教員届」及び「題目申請書」を所定の期日までに届け出てください。

なお、修士論文・課題研究の題目を変更するときは、「題目変更届」に変更した題目を記入して、政策学部教務課へ届け出てください。

2. 修士論文・課題研究及び要旨

修士論文・課題研究を提出するときは、下記の(1)～(4)を取り揃えて提出してください。詳細な提出要領は別途教務課から連絡します。

副本は、正本を複製したものとします。

- (1) 修士論文・課題研究……正本1部、副本3部、計4部
- (2) 要旨……正本1部、副本3部、計4部
- (3) 表紙※……4部（必要事項を記入）
- (4) 受領書※……1部（必要事項を記入）

※ (3)、(4)については、6月上旬（9月修了者）または12月中旬（3月修了者）に様式を政策学部教務課からメールでお送りします。

③様式

修士論文・課題研究の様式は、下記のとおりです。異なる様式での作成を希望する場合は、担当教員の指導に従って作成してください。

修士論文	・横書き1頁横40字×縦30行、または縦書き1頁縦40字×横30行で注を含めて <u>25枚以上</u> 。ただし、目次、参考文献、参考資料等は枚数に算入しない。
課題研究	・横書き1頁横40字×縦30行、または縦書き1頁縦40字×横30行（いずれもA4判用紙）で注を含めて <u>17枚以上</u> 。ただし、目次、参考文献、参考資料等は枚数に算入しない。

修士論文・課題研究の要旨の様式は、下記のとおりです。

要旨 （修士論文・課題研究 共通）	・修士論文は横書き1頁横40字×縦30行、または縦書き1頁縦40字×横30行（いずれもA4判用紙）で4枚程度とします。
-------------------------	---

修士論文・課題研究及び修士論文・課題研究の要旨の提出にあたっては、ワープロによるものとします。

英語で修士論文・課題研究を提出する場合は、題目提出時に、英語で執筆する旨と英語の題目を届け出なければなりません。

英語で修士論文・課題研究を提出する場合の様式については、下記のとおりです。

なお、要旨は英文と邦文の2種類を提出してください。

- 修士論文は、英文で10,000語以上。課題研究は、英文で5,000語以上
- 修士論文・課題研究の英文要旨は、800語程度
- 修士論文・課題研究の邦文要旨は、4,000字程度

7) 合否判定後の論文の取り扱いについて

審査に合格した修士論文・課題研究は、深草図書館に保管され、閲覧することができます（ただし、館内閲覧に限ります）。

修士論文・課題研究の閲覧希望者は、政策学部教務課にその旨を申し出た上で、政策学部教務課にある閲覧許可願を深草図書館に持参し、図書館閲覧係に申し出てください。ただし、閲覧の時間帯については閲覧係の指示に従ってください。なお、複写はできません。

5. 履修手続きについて

政策学研究科修士課程では、Web履修登録を実施しています。大学内の情報実習室だけでなく、学外からも登録することができます。

大学Webサイトのトップページから「ポータルサイト（学内者向け）」へ進み、ログインしてください。

期限後はシステムがクローズしますので、必ず期限内に登録を済ませてください。

また、期限間近はアクセスが集中し、登録に時間がかかることがあるため、早めに登録するよう心掛けてください。

なお、特別な事情により期限内に登録できない場合は、事前に政策学部教務課へ相談してください。

(1) 履修登録の原則について

履修登録は、4月に1年分の登録を行います。ただし、第2学期（後期）開講科目については、9月下旬に登録を変更・追加・削除することができます。

社会人入試入学で単位制学費を選択された方は、登録単位数により授業料が決まりますのでご注意ください。

(2) Web履修登録期間

登録の方法、登録期間等の詳細については別途教務課より連絡します。

(3) 履修辞退制度について

履修辞退制度は、履修登録を行った科目に対して、やむを得ない理由がある場合に科目履修の辞退を申し出る制度です。

1) 履修辞退するときの注意点

- 一度申請した履修辞退を取り下げることができません。
- 履修辞退した科目は次学期以降に履修することができます。
- 通年科目を第1学期（前期）に申請した場合、第2学期（後期）の同科目も同時に履修辞退したことになります。
- 通年科目の辞退を申請できるのは第1学期のみです。第2学期の申請はできません。
- 履修辞退した場合、代わりの授業を追加登録することはできません。
- 学業成績表では、履修辞退した科目に「J」と記載されます。
- 学業成績証明書には、履修辞退した科目は記載されません。
- 本制度は登録の取り消しではないため、単位制学費を選択している方は辞退した科目が学費精算の基礎となる単位に含まれますので注意してください。

2) 履修辞退できない科目

「特別研究」

「政策学研究特別演習」

「NPO・地方行政研究特別演習」

「ソーシャル・イノベーション研究特別演習」

「地域公共人材実践演習」

「ソーシャル・イノベーション実践演習」

他研究科からの提供科目（所属コースに配当される他研究科提供科目は除く）

単位互換制度による他大学提供科目

集中講義科目

放送大学大学院科目

学部において履修辞退できない科目

その他、政策学研究科長が認めた科目

3) 履修辞退の手続き

政策学部教務課より配付する「履修辞退許可願」に必要事項を入力の上、提出してください。受付期間は別途連絡します。

(4) 履修制限科目

1) 学部・大学院合併科目の履修について

- 「学部、大学院合併科目」は最大8単位まで履修することができます（8単位を超える場合は随意科目として履修することができますが、修了要件には含まれません）。

2) 「他研究科科目」の履修について

- 「他研究科科目」は最大8単位まで履修することができます（法学研究科科目はこの限りではありません）。

3) 「放送大学大学院科目」の履修について

- 「放送大学大学院科目」は最大8単位まで履修することができます（8単位を超える場合は随意科目として履修することができますが、修了要件には含まれません）。
- 修了年度の第2学期開講科目を受講した場合、単位認定時期が政策学研究所の修了判定時期よりも遅くなることから、単位認定の対象とならないので注意してください。
- 第2学期開講科目を履修対象とします。
- 出願時期や単位認定対象科目などの詳細は、政策学部教務課で確認してください。

4) 佛教大学大学院との単位互換について

龍谷大学大学院政策学研究所と佛教大学大学院社会研究科は、「地域公共政策士」資格制度の一層の充実と相互の教育・研究活動の連携・協力関係の進展を目指して、単位互換に関する協定を締結しています。

「地域公共政策士」資格制度にかかる佛教大学大学院地域公共政策士実践力養成プログラム（修士レベル）取得希望者を対象に、受講が許可された場合には、対象科目を履修することができます。

5) 琉球大学大学院地域共創研究科、京都文教大学大学院臨床心理学研究科との単位互換について

龍谷大学大学院政策学研究所と琉球大学大学院地域共創研究科、京都文教大学大学院臨床心理学研究科は、ソーシャル・イノベーション人材養成プログラム資格制度の充実と相互の教育・研究活動の連携・協力関係の進展を目指して、単位互換に関する協定を締結しています。

「ソーシャル・イノベーション・デザイナー（SI-D）」資格取得希望者を対象に、受講が許可された場合には、対象科目を履修することができます。

※ 4)、5) の単位互換制度によって修得した科目は最大15単位まで認定します（15単位を超える場合は随意科目として認定します）（本学大学院学則第9条の2）。手続き等の詳細は政策学部教務課で確認してください。

6) 既修得科目の単位認定について

- 政策学研究所委員会が教育上有益と認めるときは、本研究科へ入学する前に、本学又は他大学の大学院で履修した単位について、最大15単位まで（科目等履修生として修得した単位を含む）を本学大学院政策学研究所において修得したものと単位認定することができます。
- 希望者は入学後直ちに、政策学部教務課で所定の用紙を受け取り、必要事項を記入の上、既修得科目の「学業成績証明書」「シラバス」等関係書類を添えて届け出てください。

※ 4)、5)、6) に基づき認定する単位数は、合わせて20単位を超えないものとします（本学大学院学則第9条の3）。

(5) 提供科目以外の他研究科開講科目の履修について

政策学研究所委員会が教育上有益と認めた場合には、政策学研究所に提供されている科目以外の他研究科開講科目を履修することができます。希望者は履修登録期間中に政策学部教務課へ申し出てください。

(6) 「政策学部生の大学院政策学研究所早期科目履修制度」により修得した単位の認定について

「大学院政策学研究所早期科目履修制度」を利用し大学院政策学研究所科目を履修した政策学部生が、大学院政策学研究所の入学試験に合格し入学した場合、本制度によって修得した単位を上限15単位まで大学院政策学研究所において修得したものと認定します。

ただし、履修のみを認めている科目については単位認定対象外とします。

(7) 1年の在学期間で修了を希望する場合について

「龍谷大学大学院学則」では以下のとおり、通常、修了するためには修士課程に2年以上在学する必要がありますが、研究科委員会が優れた業績を上げたと認めた場合、1年以上の在学で修了することが可能です。

「龍谷大学大学院学則」抜粋

第12条 修士の学位を得ようとする者は、修士課程に2年以上（実践真宗学研究科にあっては、3年以上）在学し、各研究科修士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間は、各研究科委員会が優れた業績を上げたと認められた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

この制度により、予め1年修了を希望し、修士課程1年生において定められた以下の修了要件を満たし、政策学研究科委員会において優れた業績を上げたと認められた場合、修士課程を1年の在学期間で修了することが可能です。

ただし、最終結果で判定されますので、業績が不十分であれば、その限りではありません。

- ① 「政策学研究特別演習」、「NPO・地方行政研究特別演習」、「ソーシャル・イノベーション研究特別演習」のいずれかを4単位以上修得すること。
- ② NPO・地方行政研究コース生は「地域公共人材実践演習」、ソーシャル・イノベーション研究コース生は「ソーシャル・イノベーション実践演習」を4単位修得すること。
- ③ 修士論文ないしは課題研究の審査に合格し、「特別研究」の単位を修得すること。
- ④ 32単位以上の単位を修得すること。

なお、1年の在学期間で修了を希望する場合は、必ず定められた履修指導期間中に政策学部教務課にて履修指導を受けてください。

6. 成績評価について

成績評価は、個々の科目について定められている単位数に相当する量の学修成果の有無やその内容を評価するために行われます。成績評価は、一般的に100点満点法で評価され、60点以上の評価を得られた場合に所定の単位が認定されます。

(1) 成績評価の方法

成績評価の方法は、シラバスに明示されています。不明な場合は各科目担当者へお問い合わせください。

(2) 成績評価の基準

成績評価は、100点を満点とし60点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。履修登録した科目を受講しなかった場合の評価は0点となります。

学業成績は、第1学期（前期）は9月中旬、第2学期（後期）は3月下旬に通知します。

段階評価と評点の関係は、次のとおりです。学業成績証明書は、すべて段階評価で表示し、不合格科目は表示しません。

段階評価	評点
S	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
G	合格
D	不合格
N	認定

(3) 成績疑義

成績評価について疑義がある場合は、必ず所定の「成績疑義申出用紙」に疑義内容を記入した後、政策学部教務課に提出してください。

授業担当者に直接申し出てはいけません。

申出期間については、別途案内します。

(4) GPA

GPA（Grade Point Average／成績加重平均値）とは、科目の評価点（100点満点）を次表のように換算し、その合計を履修登録科目の総単位で割ったものです。

これまでの単位修得数による学修到達度判定の不十分さを補うために導入するもので、どの程度のレベルで単位を修得したかを数値で表記することができます。

$$\text{GPA} = \frac{\Sigma (\text{登録科目のグレードポイント} \times \text{単位数})}{\Sigma (\text{登録科目の単位数})}$$

評価点	グレードポイント
90点～100点	4
80点～89点	3
70点～79点	2
60点～69点	1
59点以下	0

例えば、「科目A」（2単位）90点、「科目B」（1単位）80点、「科目C」（2単位）40点、「科目D」（4単位）76点を登録科目の結果とした場合、GPAは次のように計算されます。

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times 2) + (3 \times 1) + (0 \times 2) + (2 \times 4)}{2 + 1 + 2 + 4} = \frac{19}{9} = 2.11$$

※ 随意科目、履修辞退した科目については、ここでの登録科目には含みません。

※ 成績を評価点（100点満点）で評価しない科目は算入しません。

【4】「地域公共政策士」、「ソーシャル・イノベーション・デザイナー（SI-D）」資格及び履修証明プログラムについて

1. 地域公共政策士制度について

詳細は本学Webサイト「地域公共政策士の資格取得について」をご覧ください。



2. ソーシャル・イノベーション・デザイナー（SI-D）資格制度について

詳細は本学Webサイト「ソーシャル・イノベーション・デザイナー（SI-D）の資格取得について」をご覧ください。



3. 履修証明プログラムについて

社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進すべく、2007年の学校教育法改正（第105条）により、大学は、一定のまとまりのある学習プログラムを修了した者に対して履修証明書を交付することができるようになりました。

政策学研究科では、4つの履修証明プログラムを開講しています。本プログラムの修了により、履修者は、①龍谷大学が認定する「履修証明」を得るとともに、②「地域公共政策士資格教育プログラム」、「ソーシャル・イノベーション・デザイナー（SI-D）資格教育プログラム」を修了することとなります。

大学院政策学研究所 博士後期課程

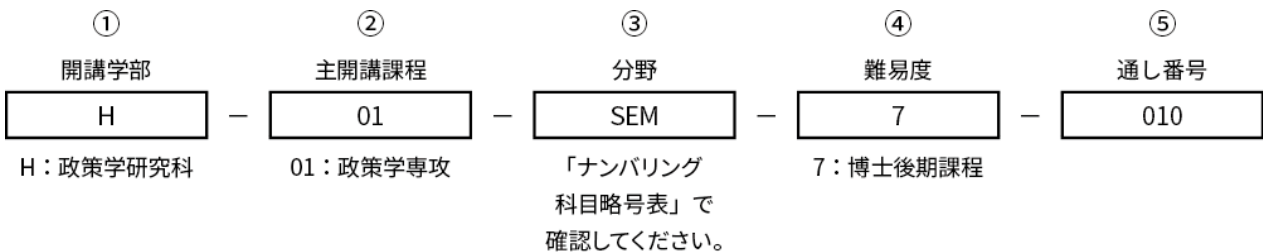
【1】政策学研究所 博士後期課程 開設科目一覧

科目名	単位数	※修士課程合併	備考	科目ナンバリング
特別演習Ⅰ	4		【必修科目】博士論文指導科目	H-01-SEM-7-010
特別演習Ⅱ	4		【必修科目】博士論文指導科目	H-01-SEM-7-020
特別演習Ⅲ	4		【必修科目】博士論文指導科目	H-01-SEM-7-030
特別演習Ⅳ	2		博士論文指導科目	H-01-SEM-7-040
特別演習Ⅴ	2		博士論文指導科目	H-01-SEM-7-050
政策学研究Ⅰ	4			H-01-POS-7-060
政策学研究Ⅱ	4			H-01-POS-7-070
政策学研究Ⅲ	4			H-01-POS-7-080
プロジェクト型研究Ⅰ	4			H-01-ARS-7-090
プロジェクト型研究Ⅱ	4			H-01-ARS-7-100
プロジェクト型研究Ⅲ	4			H-01-ARS-7-110
学術研究の方法A	2		隔年開講	H-01-SEM-7-120
学術研究の方法B	2		隔年開講	H-01-SEM-7-130
政策学外国文献研究	2	HM		H-01-POS-7-150
海外調査実践英語演習	2	HM		H-01-ARS-7-160

※HM…政策学研究所修士課程科目

科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示するしくみです。政策学研究所博士後期課程開講科目のナンバリングは次のとおりです。



【参考】ナンバリング科目略号表（政策学研究所使用コードのみ）

略号	科目分類
ARS	地域研究
POS	政策学
SEM	ゼミナール

【2】博士後期課程履修ガイド

博士後期課程における履修について

政策学研究科博士後期課程では、Web履修登録を実施しています。大学内の情報実習室だけでなく、学外からも登録することができます。

大学Webサイトのトップページから「ポータルサイト（学内者向け）」へ進み、ログインしてください。

期限後はシステムがクローズしますので、必ず期限内に登録を済ませてください。

また、期限間近はアクセスが集中し、登録に時間がかかることがあるため、早めに登録するよう心掛けてください。

なお、特別な事情により期限内に登録できない場合は、事前に政策学部教務課へ相談してください。

(1) 履修登録の原則について

履修登録は、4月に1年分の登録を行います。ただし、第2学期（後期）開講科目については、9月下旬に登録を変更・追加・削除することができます。

(2) Web履修登録期間

登録の方法、登録期間等の詳細については別途教務課より連絡します。

【3】博士学位取得のためのガイドライン（課程博士）

1. 政策学研究科で授与する学位

政策学専攻 博士（政策学） Doctor of Policy Science

2. 学位授与までのプロセス

博士後期課程

「龍谷大学大学院政策学研究科における課程博士学位授与に関する内規」を必ず確認してください。

1年次			
2025年	4月	1日	入学式（深草）
		上旬	履修指導期間 Web履修登録 履修証明プログラム受講届 提出 （希望者のみ） 題目届及び指導教員届 提出締切
	下旬	研究計画書（3,000字程度）提出 締切	
	7月	中旬	中間報告会
2026年	2月	下旬	研究経過報告書（3,000字程度） 提出締切
2年次			
2026年	4月	上旬	履修指導期間 Web履修登録 履修証明プログラム受講届 提出 （希望者のみ）

		下旬	題目及び研究計画書（3,000字程度）提出
	7月	中旬	中間報告会
2027年	2月	下旬	研究経過報告書（3,000字程度）提出
3年次			
2027年	4月	上旬	履修指導期間 Web履修登録 履修証明プログラム受講届 提出 （希望者のみ）
		下旬	題目及び研究計画書（3,000字程度）提出
	5月	下旬	予備審査申請 締切
	7月	中旬	中間報告会
	12月	上旬	学位申請論文提出 締切
中旬		審査委員会 設置	
2028年	1月	中旬	公聴会・口述審査 実施 博士論文 審査 学位申請論文 縦覧期間
	2月	下旬	修了判定
	3月	中旬	論文報告会 学位記授与式

◦ 9月修了希望者

2025年	4月	上旬	履修指導期間 9月修了意思確認書 提出 Web履修登録
		下旬	題目及び研究計画書（3,000字程度）提出
	5月	末	学位申請論文 提出
	6月	中旬	審査委員会 設置
		下旬	公聴会・口述審査 実施 博士論文 審査
	7月	上旬	学位申請論文 縦覧期間
	9月	初旬	修了判定
		中旬	9月学位記授与式

3. 修了要件

政策学研究科博士後期課程を修了するためには以下の条件を満たす必要があります。

- ① 政策学研究科博士後期課程に3年以上在学すること。
- ② 所定の単位について12単位以上（博士論文指導である「特別演習Ⅰ」「特別演習Ⅱ」「特別演習Ⅲ」の12単位修得を含む）を修得すること。
- ③ 龍谷大学学位規程及び龍谷大学大学院政策学研究科履修要項に基づき、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

4. 必修科目

博士後期課程標準就業年限（3年間）中に、「特別演習Ⅰ」「特別演習Ⅱ」「特別演習Ⅲ」（各4単位）を履修してください。

「特別演習Ⅰ」「特別演習Ⅱ」「特別演習Ⅲ」の順に、各年度に1科目履修してください。

5. 選択科目

(1) 「政策学研究」及び「プロジェクト型研究」について

政策学研究科では、博士論文の研究テーマ設定や研究指導において複数指導体制で取り組むべく、「政策学研究」及び「プロジェクト型研究」を開講します。指導教員と相談の上、各位の研究テーマに沿って履修してください。「政策学研究」及び「プロジェクト型研究」は、それぞれ「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」の順に履修してください。

1) 「政策学研究Ⅰ～Ⅲ」について

自己の専門性やテーマに狭く偏らないで、より広い視野で隣接あるいは学際的な学問分野の研究動向を知ることで、博士論文の内容を高めるために開かれる科目です。理論的な研究あるいは先行研究業績の整理など、博士論文執筆に必要な専攻分野の研究を進めます。

2) 「プロジェクト型研究Ⅰ～Ⅲ」について

地域協働をベースにした地域課題の解決に取り組むプロジェクトに共に従事してもらい、地域協働のエッセンスについて把握できるような、実際の研究指導を行う科目です。プロジェクト型研究事業への参加の中でテーマを設定し、より実践的な政策学の視点と知識を獲得します。

(2) 「学術研究の方法A・B」について

博士論文の執筆に向けて、学術研究の方法について、基礎的能力を獲得します。配当年次は1～3年次です。

(3) 「特別演習Ⅳ～Ⅴ」について

特別演習Ⅰ～Ⅲの単位を修得し、引き続き論文指導を受けることを希望する場合に開講します。受講している期間に予備審査または学位申請論文の合格をした場合のみに単位修得が可能です。

(4) その他

「政策学外国文献研究」及び「海外調査実践英語演習」を開講しています。両科目とも修士課程と合同で開講します。

6. 研究指導

研究指導の流れは以下のとおりです。

- 「博士論文」研究指導スケジュール

		行事・手続き	指導内容
1 年 次	2025年	4月 ↓ 7月 ↓ 2026年	<ul style="list-style-type: none"> ※研究指導計画書作成 (研究計画の適正化と加筆修正) 博士論文執筆の進捗確認 論文執筆に係る助言、指導
		入学式 「指導教員希望届」「題目及び研究計画書」提出 中間報告会 「研究経過報告書」提出	
2 年 次	2027年	4月 ↓ 7月 ↓ 2027年	<ul style="list-style-type: none"> ※研究指導計画書作成 (研究計画の適正化と加筆修正) 博士論文執筆の進捗確認 論文執筆に係る助言、指導
		「題目及び研究計画書」提出 中間報告会 「研究経過報告書」提出	
3 年 次	2028年	4月 ↓ 5月 ↓ 7月 ↓ 12月 ↓ 1月 ↓ 2月 ↓ 3月	<ul style="list-style-type: none"> ※研究指導計画書作成 (研究計画の適正化と加筆修正) 博士論文執筆の進捗確認 論文執筆に係る助言、指導
		「題目及び研究計画書」提出 「予備審査申請」提出 中間報告会 「学位申請論文」提出 審査委員会設置 公聴会 博士論文審査 学位申請論文縦覧 修了判定 論文報告会 学位記授与式	

指導教員は、1年次の4月に提出する「指導教員希望届」に基づき、政策学研究科委員会によって割り当てられます。

毎年4月に「題目」及び「研究計画書」(3,000字程度、様式任意)を政策学部教務課へ提出してください。

また、毎年2月に「研究経過報告書」(3,000字程度、様式任意)を政策学部教務課へ提出してください。

但し、博士論文を提出した年度の「研究経過報告書」は不要です。

※ 指導教員の指示に従い、以下の研究指導計画書を作成してください。

研究指導計画書の原本は教務課で保管しますので、各自で写しを保管してください。

龍谷大学大学院政策学研究科 研究指導計画書

指導教員は、学生と十分に打ち合わせを行ったうえで研究指導計画書を作成してください。

作成日： 年 月 日

所 属	政策学研究科 <input type="checkbox"/> 修士課程 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 (□に✓してください)		
学籍番号	H	学生氏名	
入学年月	年 月	指導教員	
題 目 (副題含む)			
【学生記入】 研究計画 (学会発表、論文作成等含む)			
【指導教員記入】 研究指導計画			

※指導教員が決定していない学生は特別演習担当者が研究指導を行います。

7. 博士論文について

(1) 博士論文に求められる条件

博士論文審査基準

博士論文は、専攻分野について、研究者又はより高度の専門的職業人として自立して研究活動又は職業活動を行うに必要な高度の研究能力又は職業能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければなりません。

1) 論文テーマの妥当性	問題意識が明確で、テーマ選択の理由及び学術的・社会的意義の理解がより明確かつ独自のものであること。
2) 問題の適切性	テーマに沿って問題設定が適切になされていること。
3) 論理の一貫性	分析・検討が論理的であること。
4) 研究方法	テーマや問題設定にふさわしい研究方法が選択されていること。また、文献資料やデータの取扱いが妥当であること。
5) 先行研究との関連性	テーマに関連する内外の先行研究を踏まえて、自己の新たな視点で分析していること。
6) 独創性	テーマや問題設定、研究方法、分析視点、結論等において、高度に独創性があること。
7) 専門性	政策学の専門的知識を高度にかつ独自の視点で活かしたものであること。
8) 広汎性	政策学に関連する幅広く深い知識を高度に駆使したものであること。
9) 体裁	引用等が適切に処理され、学位論文としての体裁が整っていること。

(2) 博士学位審査の概要

「龍谷大学大学院政策学研究科における課程博士学位授与に関する内規」を確認してください。

(3) 博士論文提出要領

1) 提出時期

博士学位申請論文の提出時期は、5月下旬及び12月上旬の2回です。詳細については政策学部教務課へ問い合わせてください。

2) 提出書類

博士学位申請論文を提出する者は、下記の①～⑦を取り揃えて提出してください。製本する必要はありません。散逸しないようにクリップ等で綴じてあれば結構です。

①学位申請書	1部
②論文目録	4部
③学位申請論文	4部、 デジタルデータ
④学位申請論文要旨 ・ ワープロを使用する場合、横書き1頁横40字×縦25行、または縦書き1頁縦40字×横25行（いずれもA4判用紙）4枚以上8枚以下	4部
⑤履歴書（学位規程様式別表第7） ・ ただし、著書、論文などが多数にわたる場合には、「研究業績一覧表」を別紙にて提出することができます	4部
⑥審査手数料（学位規程第4条1項及び2項）領収書の写し ※手数料を支払った者のみ（手数料については以下参照）	1部
⑦学会誌、学術雑誌、龍谷政策学論集等に掲載された論文の写し又は掲載予定を証明する書類	1部

※ ①②⑤の様式データについては、政策学部教務課からお渡します。

審査手数料について

	区分	学則（龍谷大学学位規程）		審査手数料
博士後期課程在学時	課程	大学院学則第13条	博士課程に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、各研究科の所定の授業科目について12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。	無料
その他	論文	学位規程第4条第2項	第3条第4項により博士の学位論文を提出して学位の授与を申請する者は、別表第6の様式による学位申請書に、学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、別表第7の様式による履歴書、各3通及び審査手数料50,000円を添えて学長に提出するものとする。	¥50,000

※ 学位規程第3条第3項：

本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士課程を修了した者に、博士の学位を授与する。

※ 学位規程第3条第4項：

前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、本学大学院の行うその論文の審査に合格し、かつ大学院の博士課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3) 様式

博士学位申請論文の様式は、以下のとおりです。

① 書体

・日本語とし、ワープロ、手書き（黒ペンまたは黒ボールペンに限る）のいずれかによるものとします。

② 用紙・字数

・ワープロを使用する場合は、横書き1頁横40字×縦25行、または縦書き1頁縦40字×横25行（いずれもA4判用紙）で100枚以上（注を含む）でなければなりません。

③ 印刷論文等

・既に印刷公表された著書・論文等については、これをもって提出することができます。

4) その他

この「提出要領」に定めのない事項については、すべて「龍谷大学学位規程」の定めるところによります。

(4) 合否判定後の論文の取り扱いについて

審査に合格した博士学位論文は、深草図書館に保管され、当該学位論文の要旨及び審査報告書が龍谷大学月報で公表されます。また、学術機関リポジトリに登録のうえ、インターネット上で公開されます。

深草図書館では、利用希望者の閲覧に供しています（ただし、館内閲覧に限ります）。

博士論文の閲覧を希望する者は、直接深草図書館閲覧係にその旨を申し出てください。閲覧の時間帯及び複写については、閲覧係の指示に従ってください。

なお、学位論文及び論文要旨等の公表については、学位規程に定められています。

〈学位規程（抜粋）〉

（論文要旨等の公表）

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表す

るものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。この場合において、博士の学位を授与された者は、本学の協力を得るものとする。

(5) 単位取得満期退学後の学位論文提出について

所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のためにさらに入学を願い出ることができます。ただし、さらに入学できる期間は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできません。

詳細については、政策学部教務課へ問い合わせてください。

(学位規程様式 別表第6)

学 位 申 請 書		
龍谷大学長 殿	年	月 日
	氏名	⑩
貴学学位規程第4条1項の規定により論文に論文要旨履歴書及び論文審査手数料金 50,000 円を添えて博士（政策学）の学位授与を申請いたします。		

(学位規程様式 別表第7)

履 歴 書		
本 籍	氏名	
現住所	年	月 日生
学 歴 (旧中学、新高等学校以上)	年	月 日
職 歴	年	月 日
研究歴 (論文・著述目録)	年	月 日
	年	月 日
上記のとおり相違ありません。	氏名	⑩

「論文目録」様式例

論 文 目 録		
	年	月 日
	氏名	
論文		
1. 題目		
2. 印刷公表の方法および時期		
方法		
時期		
3. 冊数	冊	
参考論文 (参考論文がない場合は、なしと記入すること)		
1. 題目		
2. 冊数	冊	

8. 成績評価について

成績評価は、個々の科目について定められている単位数に相当する量の学修成果の有無やその内容を評価するために行われます。成績評価は、一般的に100点満点法で評価され、60点以上の評価を得られた場合に所定の単位が認定されます。

(1) 成績評価の基準

成績評価は、100点を満点とし60点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。履修登録した科目を受講しなかった場合の評価は0点となります。

学業成績表は、第1学期（前期）は9月中旬、第2学期（後期）は3月下旬に通知します。

段階評価と評点の関係は、次のとおりです。学業成績証明書は、すべて段階評価で表示し、不合格科目は表示しません。

段階評価	評点
S	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
G	合格
D	不合格
N	認定

(2) 成績疑義

成績評価について疑義がある場合は、必ず所定の「成績疑義申出用紙」に疑義内容を記入した後、政策学部教務課窓口へ提出してください。授業担当者に直接申し出てはいけません。

なお、申出期間については、別途案内します。

(3) GPA

GPA（Grade Point Average／成績加重平均値）とは、科目の評価点（100点満点）を次表のように換算し、その合計を履修登録科目の総単位で割ったものです。

これまでの単位修得数による学修到達度判定の不十分さを補うために導入するもので、どの程度のレベルで単位を修得したかを数値で表記することができます。

$$\text{GPA} = \frac{\sum (\text{登録科目のグレードポイント} \times \text{単位数})}{\sum (\text{登録科目の単位数})}$$

例えば、「科目A」（2単位）90点、「科目B」（1単位）80点、「科目C」（2単位）40点、「科目D」（4単位）76点を登録科目の結果とした場合、GPAは次のように計算されます

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times 2) + (3 \times 1) + (0 \times 2) + (2 \times 4)}{2 + 1 + 2 + 4} = \frac{19}{9} = 2.11$$

※ 随意科目、履修辞退した科目については、ここでいう登録科目には含みません。

※ 成績を評価点（100点満点）で評価しない科目は算入しません

【4】履修証明プログラムについて

政策学研究科では、キャリアアップや再チャレンジを目指す現職職業人や大学院生に対し、本研究科修士課程を体系的に編成した履修証明プログラムを開講し、「地域公共政策士」、「ソーシャル・イノベーション・デザイナー（SI-D）」資格制度と連動させることで、地域を担う市民、ソーシャル・イノベーション人材、そして高度の専門的職業人を養成します。

博士後期課程では、第1学期（前期）の履修登録期間に「履修証明プログラム受講届」を提出し、政策学研究科委員会の承認を得ることで、随意科目（修了要件に含みません）として履修証明プログラムを履修することができます。

龍谷大学大学院政策学研究科における課程博士学位授与に関する内規

制定 平成25年3月13日

改正 平成29年6月28日

改正 平成30年6月28日

改正 平成30年12月5日

改正 令和3年12月8日

改正 令和6年5月8日

改正 令和6年6月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、本学大学院政策学研究科における、龍谷大学学位規程（以下「学位規程」という。）第3条第3項に規定する博士課程の修了による博士学位（以下「課程博士」という。）授与について定めることを目的とする。

第2章 博士学位論文予備審査

(博士学位論文予備審査)

第2条 博士学位の授与を申請する者は、予備審査論文を提出し、その審査に合格しなければならない。

(予備審査の申請要件)

第3条 予備審査論文を提出できる者は、その時点で、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 本学大学院政策学研究科博士後期課程に2年以上在学又は政策学研究科の研究生に在籍している者
- (2) 指導教員から必要な研究指導を受けている者
- (3) 第1号の博士後期課程在学中又は研究生在籍中に、予備審査論文を提出する年度まで、毎年度、「研究計画書」及び「研究経過報告書」を所定の期日内に提出している者

(予備審査の申請時期)

第4条 予備審査の申請時期は、3月修了希望者の場合は、博士学位申請論文提出年度の5月とし、9月修了希望者の場合は博士学位申請論文提出の前年度12月とする。

(予備審査の申請手続き)

第5条 予備審査を申請する者は、指導教員の承認を得た上で、次の各号に掲げる書類を前条に定める申請時期に提出しなければならない。

- (1) 予備審査願 1部
- (2) 予備審査論文 4部（正本1部、副本3部）

2 予備審査論文の字数は、原則として日本語で30,000字以上（英語の場合は15,000語以上）とする。なお、図表の文字数換算については、1ページあたり1,000字、半ページあたり500字を基準とするが、指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算できるものとする。

(予備審査の方法)

第6条 予備審査は、提出された申請書類に基づき行う。

2 予備審査は、主査及び副査による口述試問により行う。

3 予備審査は、当該研究分野において必要となる外国語文献を活用する力を保持しているかについても審査する。

第3章 博士学位授与申請及び審査

(博士学位授与申請の資格要件)

第7条 本学大学院政策学研究科博士後期課程の学生が、博士学位の授与を申請するためには、次の各号の全てを満たさなければならない。

- (1) 所定の単位を修得、又は修得見込みであること。
- (2) 予備審査に合格していること。
- (3) 博士学位申請論文提出までに、学会誌、学術雑誌、龍谷政策学論集等に論文（原則査読付き）1本以上が掲載（掲載予定含む。）されていること。ただし、共著の場合は、第一著者の場合のみとする。

(博士学位授与申請の時期)

第8条 博士学位授与の申請時期は、3月修了希望者の場合は、12月とし、9月修了希望者の場合は、5月とする。

(博士学位授与申請手続き)

第9条 博士学位の授与を申請する者は、指導教員の承認を得た上で、次の各号に掲げる書類を前条に定める申請時期に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1部
- (2) 論文目録 4部（正本1部、副本3部）
- (3) 学位申請論文 4部（正本1部、副本3部）・デジタルデータ
- (4) 学位申請論文要旨 4部（正本1部、副本3部）
- (5) 履歴書 4部（正本1部、副本3部）
- (6) 審査手数料領収書の写し 1部
- (7) 学会誌、学術雑誌、龍谷政策学論集等に掲載された論文の写し又は掲載予定を証明する書類 1部

2 学位申請論文の字数は、原則として日本語で100,000字以上（英語の場合は50,000語以上）とする。なお、図表の文字数換算については、1ページあたり1,000字、半ページあたり500字を基準とするが、指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算できるものとする。

(博士学位論文の受理)

第10条 前条の諸要件を満たして提出された博士学位論文は、大学院政策学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が受理する。

(博士学位論文の審査)

第11条 博士学位論文の審査は、研究科委員会の定める博士学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）がこれを行う。

(博士学位論文の審査委員会の構成)

第12条 審査委員会は、研究科委員の中から選ばれた審査委員3名以上によって構成される。なお、審査委員に指導教員を含むことを妨げない。

2 研究科委員会が必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、研究科以外の本学教員及び学外の専門家を審査委員に選定することができる。

3 審査委員会の委員長は、審査委員の中から互選により選出する。

(博士学位論文の審査方法)

第13条 審査委員会は、論文内容、関連資料の検討及び口述試問の結果に基づき審査を行う。

2 審査委員会は、口述試問と同時又はそれ以前に公聴会を開催しなければならない。

(博士学位論文の可否の議決)

第14条 審査委員会は、審査終了後速やかに審査の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査結果の報告は、原則として審査委員長が行うが、他の審査委員も補足説明を行うことができる。

3 研究科委員会は、審査報告後、博士学位申請論文縦覧期間を設けなければならない。

第4章 学位授与の決定と公表

(博士学位授与の議決)

第15条 研究科委員会は、学位規程第9条第2項、第3項及び第4項に基づき審議して議決する。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会は、学位規程第10条第2項に基づき前条の議決結果を学長に報告しなければならない。

(改廃)

第17条 この内規の改廃は、研究科委員会が行う。

付則

この内規は平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

付則（平成29年6月28日 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第18条、第19条改正）

この内規は、制定日（平成29年6月28日）から施行し、平成25年度入学生から適用する。

付則（平成30年12月5日 第12条改正、第17条新設）

この内規は、制定日（平成30年12月5日）から施行し、平成25年度入学生から適用する。

付則（令和3年12月8日 第3条、第4条、第8条改正）

この内規は、制定日（令和3年12月8日）から施行し、平成25年度入学生から適用する。

付則（令和6年5月8日 第9条第2項改正）

この内規は、制定日（令和6年5月8日）から施行し、平成25年度入学生から適用する。

付則（令和6年6月26日 第5条第2項改正）

この内規は、制定日（令和6年6月26日）から施行し、平成25年度入学生から適用する。

「長期履修制度」について

職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修制度」を設けています。

○対象課程

修士課程及び博士後期課程

○対象者

長期履修学生となることを希望できるのは、標準修業年限での修了が困難な次のいずれかに該当する方です。

- ①職業を有している者
- ②家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- ③その他当該研究科が相当な事情があると認めたる者

※ただし、外国人留学生、地域人材育成学費援助奨学生は対象としません。

○長期履修期間

修士課程、博士後期課程のいずれも上限6年

○申請期間及び方法

長期履修学生制度を希望する場合は、長期履修開始年度の学年開始1ヶ月前までに教務課に必要書類を提出して下さい。ただし、修了年度の申請は不可です。

○申請期間の変更

原則、申請のあった履修期間内での履修を求めますが、やむを得ない事情等が発生した場合は、短縮・延長のいずれかの1回に限り変更を認めます。変更を希望する場合は、必要書類を教務課に提出して下さい。なお、変更の申請については、短縮を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前まで、延長を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行ってください。

○審査方法（新規申請及び変更）

提出された申請書類等をもとに、当該研究科委員会で審査の上決定します。

○学費等の納入方法

長期履修学生は通常学費を履修期間に応じて均等に分割納入することとなります。

※学費とは別に諸会費が必要となります。諸会費については分割納入にはなりませんので毎年度納入する必要があります。

龍谷大学大学院学則抜粋（単位認定）

第9条 本学大学院各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。なお、本学大学院研究科相互の間における授業科目の履修についても、これに準ずるものとする。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本学大学院各研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第29条の2により学生が外国の大学等に留学する場合に準用する。

第9条の2 大学院各研究科が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）（以下「既修得単位」という。）を本学大学院各研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項によるものとは別に15単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

3 前2項の既修得単位の取扱については別に定める。

第9条の3 前2条の規定により、本学大学院各研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

特別専攻生規程

制定 平成28年1月14日

（設置）

第1条 龍谷大学大学院学則第36条の9の規定により龍谷大学（以下「本学」という。）大学院各研究科に特別専攻生制度を置く。

（対象と目的）

第2条 本学大学院修士課程又は博士後期課程を修了し、さらに研究の継続を希望する者は、特別専攻生として研究を継続することができる。

2 他大学に在籍する大学院生で、本学大学院理工学研究科における研究指導を希望する者があるときは、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により、特別専攻生として受け入れることができる。

3 前項により受け入れる特別専攻生に係る事項は、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により別に定める。

（出願）

第3条 特別専攻生となることを希望する者は、大学院各研究科委員会が別に定める所定の願書にその他必要書類を添えて、所属する研究科の長に願い出なければならない。

2 特別専攻生の選考は、大学院各研究科委員会にて行う。

（期間）

第4条 特別専攻生の在籍期間は、1年間又は1学期間とする。

2 前項にかかわらず、本学大学院文学研究科の特別専攻生の在籍期間は、1年間とする。

3 引き続き研究の継続を希望する者は、期間の更新を願い出ることができる。ただし、在籍期間は通算して修士課程においては3年を、博士後期課程においては5年を超えることはできない。

(研修費)

第5条 特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は20,000円、1学期間在籍する者は10,000円を大学に納入しなければならない。

2 前項にかかわらず、本学大学院理工学研究科の特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は30,000円、1学期間在籍する者は15,000円を大学に納入しなければならない。

(待遇)

第6条 特別専攻生は、大学院各研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 担当教員の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。

(身分証明書)

第7条 特別専攻生には、身分証明書を交付する。

(準用)

第8条 特別専攻生については、大学院各研究科委員会において別に定めるところによるほか、龍谷大学大学院学則を準用する。

付則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度特別専攻生から適用する。

2 この規程の施行に伴い、文学研究科特別専攻生規程、法学研究科特別専攻生規程、経済学研究科特別専攻生規程、経営学研究科特別専攻生規程、社会学研究科特別専攻生規程、理工学研究科特別専攻生規程、国際文化学研究科特別専攻生規程、実践真宗学研究科特別専攻生規程及び政策学研究科特別専攻生規程（以下「従前の規程」という。）は廃止する。

3 従前の規程により在籍していた者が、引き続き本規程により在籍する場合は、従前の規程により在籍していた期間を本規程により在籍する期間に通算する。ただし、経済学研究科特別専攻生規程又は経営学研究科特別専攻生規程により在籍していた者を除く。

龍谷大学大学院学則抜粋（研究生）

第36条の2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、さらに、大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を継続することができる。

第36条の3 研究生となることを希望する者は、所定の願書に研究計画その他必要事項を記載し、当該研究科長に願出しなければならない。

2 研究生は、当該研究科委員会の選考により、学長が決定する。

第36条の4 研究生の期間は、1学年間又は1学期間とする。

2 研究の継続を希望する者は、期間の更新を願出することができる。ただし、通算して3年を超えることはできない。

第36条の5 研究生は、研修費として年額2万円を大学に納入しなければならない。ただし、理工学研究科については、年額3万円とする。

2 1学期間在籍の場合、研修費については、前項に定める年額の2分の1の金額を納入する。

第36条の6 研究生は、当該研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 教授の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。
- (3) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、特定の科目を聴講すること。

第36条の7 研究生には、身分証明書を交付する。

第36条の8 研究生については、別に定めるところによるほか、本学則を準用する。ただし、第17条はこれを除く。

大学院政策学研究科 学部科目履修に関する内規

(資格)

第1条 龍谷大学大学院政策学研究科に在籍し、政策学部科目の履修を志願する者の取り扱いはこの規程による。

(出願手続)

第2条 学部科目の履修を志願する者は、所定の願書に受講希望科目を記入し、政策学部教務課を経て、政策学研究科長に提出する。

(許可)

第3条 政策学研究科長は、前条の願書を受け付けたときは、政策学研究科委員会の議に基づき、政策学部教授会の承認を経て、これを科目等履修生として許可する。

(科目等履修料等学費)

第4条 科目等履修料及び科目等履修審査料並びに科目等履修許可料は学費等納入規程に定めるところにより、その単位の計算方法は学則に準ずる。

2 入学時に政策学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位修得するよう指定した学部科目は、前項の科目等履修料等学費を免除する。

(科目等履修料免除規定)

第5条 中学校教諭専修免許状（社会）及び高等学校教諭専修免許状（公民）を取得するに必要な科目を履修する場合は、科目等履修料を免除する。

2 中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状（社会・公民を除く）を取得するに必要な科目を履修する場合は、教職に関する科目は科目等履修料を免除し、教科に関する科目は有料とする。

3 「介護等体験」「教育実習指導ⅡA」「教育実習指導ⅡB」等の教職に関する科目の履修は、龍谷大学科目等履修生出願要項に準ずる。

(教育実習費及び介護等体験に係る費用については、個人負担とする)

4 政策学部で設置されている、教職課程を除く諸課程の科目等履修については、必修科目のみ科目等履修料を免除する。

(対象外科目)

第6条 政策学部の定めるところにより、履修対象外科目は次のとおりとする。

2 「演習」「実習」「卒業論文」関係の授業科目並びに「語学」など受講者数を制限した科目。

3 前項で定める授業科目の他、科目の性格上履修を認めない科目。

(単位認定・証明書の発行)

第7条 履修科目の試験に合格した場合は、所定の単位を与え、願い出により証明書を発行する。

付則

この内規は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

付則（2018（平成30）年11月7日第5条3項改正）

この内規は、制定日（2018（平成30）年11月7日）から施行し、2019（平成31）年4月1日から適用する。

教職課程履修料の納入に関する要領

平成30年7月26日

(目的)

第1条 この要領は、龍谷大学学則第22条第2項並びに学費等納入規程第7条の2及び第17条の2に基づき、教職課程履修料（以下「履修料」という。）の納入について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 教職課程に登録する者は、履修料を納入しなければならない。

(履修料の納入)

第3条 履修料を納入する者は、学費等納入規程別表4の2に定める履修料30,000円を3年度間に分割し、2年次生から1年度当たり10,000円ずつ納入する。

2 前項の規定にかかわらず、教職課程に3年次生から登録する者は、3年次生に20,000円を納入し、4年次生に10,000円を納入する。

3 前2項の規定にかかわらず、教職課程に4年次生以降に登録する者は、登録を開始する年度に30,000円を一括で納入する。

4 一旦納入された履修料は、履修辞退を含むいかなる理由があっても返還しない。

5 次の各号の一に該当する者は、当該年度の履修料の納入は必要としない。

- (1) 休学又は留学している者
- (2) 進級制度をとる学部において同一年次に複数年度にわたり在籍する者
- (3) 教職課程への登録を中断する者

(納入時期)

第4条 履修料の納入の時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修料の取扱い)

第5条 履修料を一旦納入した者が教職課程への登録を中断し、改めて登録を再開する場合は、過去に納入した履修料を除いた履修料を一括で納入することとする。

(大学院生及び科目等履修生の取扱い)

第6条 大学院生及び科目等履修生が、教職課程に登録する場合、次の各号のいずれかに基づき取り扱うものとする。

- (1) 過去に履修料を納入していない者は、教職課程に登録する年度に履修料を一括して納入する。
- (2) 過去に履修料を納入している者は、過去に納入した履修料を除いた履修料を一括で納入する。
- (3) 大学院において専修免許状のみの課程を履修する場合、履修料の納入は必要としない。

(要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、教職センター会議の議を経て部局長会において決定する。

付則

1 この要領は、制定日（平成30年7月26日）から施行する。

2 この要領は、平成30年度入学の学部生から適用する。

3 編入学生及び転入学生へのこの要領の適用は、平成32年度入学の編入学生及び転入学生からとする。

4 大学院生及び科目等履修生へのこの要領の適用は、平成30年度入学の学部生が学部を卒業し、大学院生及び科目等履修生となる平成34年度からとする。ただし、大学院生及び科目等履修生が、学部在籍時に「龍谷大学学則第32条関係別表4」に定める科目を履修していない場合には、平成31年度以降入学の大学院生及び平成31年度以降の科目等履修生に対し、この要領を適用する。

学修生活の手引き

【1】届書・願書および各種証明書

政策学部教務課窓口で取り扱う届書、願書および各種証明書には次のものがあります。なお、用紙はすべて本学所定のものを使用してください（政策学部教務課窓口で受け取ることができます）。

(1) 届書（※印のものは、保証人の連署が必要。）

事項	添付書類
※保証人変更届	特になし
現住所変更届	特になし
改姓名届	住民票記載事項証明書

(2) 願書（※印のものは、保証人の連署が必要。）

事項	添付書類	受付期間
※休学願	理由書、診断書等の証明書	○1年間・第1学期休学 当該年度の6月30日まで ○第2学期休学 当該年度の12月31日まで
※復学願	理由書	○第1学期復学 前年度3月1日から3月31日まで ○第2学期復学 当該年度9月1日から9月30日まで
※退学願	理由書、診断書等の証明書、学生証	
追試験受験願	理由書、追試験料納付書、診断書等の証明書	当該科目の試験日を含め4日以内 (土・日・祝日は含まない)

(3) 各種証明書の交付申請

[詳しく見る](#)

【2】学籍の取り扱い

1. 学籍とは

[詳しくはこちら](#)

2. 学籍簿

[詳しくはこちら](#)

3. 学生証

[詳しくはこちら](#)

4. 学籍の喪失

修了以外の事由で学籍を喪失（本学の学生でなくなる）する場合としては、退学と除籍の2種類があり、さらに退学はその内容により依願退学と懲戒退学に区分されます。

(1) 退学

① 依願退学

依願退学は、学生自身の意志により学籍を喪失（本学の学生でなくなる）することです。

依願退学は、学生の意志によるものであるから、何時でも願い出ることができますが、公的教育機関との関係であり、次の諸手続きが必要です。

ア、大学所定の書式により、退学理由を明記し、保証人と連署により願い出てください

イ、当該学期分の学費を納入していること（学費の納入と学籍の取得は、対価関係にあり、学費の納入の無い者は本学学生と見なすことができず、したがって退学を願い出る資格もありません。なお、学期当初に退学をする場合は、各学部で個別に対応をしているので相談してください）

また、休学期間中の者も退学を願い出ることができますが、除籍となった者は、退学を願い出ることができません。

② 懲戒退学

懲戒退学は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める学生懲戒規程により、在学契約を解消することです。

(2) 除籍

「懲戒」という概念になじまない事由であっても、大学が一方的に在学契約を解消する必要のある場合があります。このため本学ではこれを除籍として処理しています。しかし、除籍といえども本学学生としての身分を失う点では、懲戒退学と同じ結果となるので、その事由は学則により明記されています。

本学学則において定められている除籍の事由は、次のとおりです。

- ① 定められた期間に所定の学費を納入しないとき
- ② 在学し得る年数（修士課程は5年間、博士後期課程は6年間）以内に修了できないとき
- ③ 休学期間を終えても復学できないとき

なお、死亡の場合も除籍とします。

5. 休学と復学

学生が疾病またはその他の事情により、3カ月以上修学を中断しようとするときは、休学を願い出ることができます。

(1) 休学の願出

休学には、次の諸手続きが必要です。

- ① 大学所定の書式により願い出ること
- ② 休学の必要性を証明する書類（診断書等）を添付すること
- ③ 保証人と連署で願い出ること

(2) 休学期間

課程	政策学研究科 休学期間（連続・通算）について
修士課程	連続して2年、通算して2年を超えることができない。
博士後期課程	連続して2年、通算して3年を超えることができない。

- ① 休学期間は、1年間または1学期間のいずれかです
- ② 1年間あるいは第1学期（前期）休学希望者は6月30日まで、第2学期（後期）休学希望者は12月31日までに政策学部教務課窓口で大学所定の書類を提出してください

※政策学部教務課窓口の開室日時を事前にご確認ください。

(3) 休学中の学費

休学者は、学費として休学する学期の休学在籍料（半期2.5万円 年間5万円）を納入しなければなりません。

(4) 復学の願い出

休学者の休学事由が消滅したときは、願い出により復学することができます。復学できる時期は、教育課程編成との関係で、学期の始め（第1学期（前期）または第2学期（後期）の開始日）に限定されています。したがって、復学の願い出は、学期開始日の前1カ月以内になければなりません。

6. 最長在学年数

最長在学年数は次のとおり定められており、これを超えて在学することはできません。

最長在学年数内に修了できない場合は、除籍となります。なお、休学期間は算入しません。

修士課程：5年間（再入学生：再入学年次に該当する年限、例えば2年次再入学なら4年間）

博士後期課程：6年間（再入学生：再入学年次に該当する年限、例えば2年次再入学なら5年間）

7. 再入学

- (1) 大学院学則第29条第1項により退学した者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に、入学を許可することがあります（大学院学則第29条第2項）。ただし、再入学を願い出たときが、退学した年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (2) 大学院学則第30条第1項第1号により除籍された者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次に入学を許可することがあります（大学院学則第30条第3項）。ただし、再入学を願い出たときが除籍された年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (3) 休学期間の満了するまでに退学を願い出て許可された者は、再入学を願い出ることができます。
- (4) 再入学を願い出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。

8. 博士後期課程 単位取得による依願退学について

大学院政策学研究科博士後期課程に3年以上在学し、課程修了に必要な12単位以上を修得し、政策学研究科委員会にてその認定を受けた場合、単位取得による依願退学を願い出ることができます。

9. 博士後期課程博士学位論文提出のための再入学

以下の資格をすべて満たす者は、学位論文提出のために再入学を願出することができます。

その場合の学費は、論文審査在籍料（30,000円）のみとします。

詳細については、政策学部教務課へ問い合わせてください。

- 2019年度以降に大学院博士後期課程に入学し、所定の期間在学し所定の単位を修得して退学した者
- 再入学後、当該研究科が指定する期日までに、博士論文を提出する者
- 再入学する期間（学期）が退学した翌学期から起算して5学期を超えない者
- 博士後期課程の通算在学年数が5年以内の者
- 予備審査に合格している者

【龍谷大学大学院学則】

第29条

- 3 本条第1項によって退学した者のうち、博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のためにさらに入学を願出することができる。ただし、さらに入学できる期間は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできない。

第38条

- 10 本学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学し、課程修了のための学位論文提出のためにさらに入学した者の学費は、論文審査在籍料のみとし、その額は30,000円とする。ただし、先端理工学研究科の論文審査在籍料は40,000円とする。

【龍谷大学学位規程】

第4条 第3条第3項に規定する課程を修了するための学位論文は、博士後期課程に在学し、提出するものとする。

【学位論文提出のための再入学】

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目	
	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	9セメ	10セメ	11セメ	12セメ	13セメ	14セメ	15セメ	16セメ
博士在学 3年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)					
												再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)				
博士在学 3.5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)				
													再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)			
博士在学 4年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)			
														再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)		
博士在学 4.5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)		
															再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)	
博士在学 5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)	
																再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)

※単位取得満期退学後、再入学までの間、必ず2年の間隔を空けなければならないものではありません（退学した翌学期から起算して5学期以内であれば再入学可能）。

※単位取得満期退学後、必ず研究生等で在籍を継続しなければならないものではありません。

※「学位論文提出のための再入学」を行うためには、「再入学試験（学位論文提出者対象）」に出願し、合格する必要があります。

※「再入学試験（学位論文提出者対象）」に出願できるのは、博士後期課程の通算在学年数が5年以内の者に限ります。

【3】9月修了の取扱いについて

1. 修了資格

下記の2条件を満たした者について、9月修了を認めることができる。

- (1) 所定の期間に在学し、定められた単位を修得していること。
- (2) 修士課程は修士論文（大学院学則第12条第2項における課題研究を含む）、博士後期課程は博士学位申請論文を提出し、政策学研究所委員会において合格の認定を受けていること。

2. 修了日付

この取扱いによる修了日付は、9月30日とする。

3. 学位記の書式

学位記の書式は、通常の修了の際のそれと同一とする。

付記事項

9月修了学生の学費は、前期分のみとする。

【4】教職課程－専修免許状について－

専修免許状とは、昭和63年の免許法改正により創設された大学院修士課程修了程度の免許状です。

(1) 専修免許状の基礎資格について

専修免許状を取得するためには、以下の基礎資格を満たし、かつ、一種免許状を現に有するか、または一種免許状を取得するための所要資格を満たす必要があります。

<基礎資格>

修士の学位を有すること

※ なお、教育職員免許法第5条別表1備考2に規定するとおり、「修士の学位を有すること」には、「大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合」を含みます。

(2) 政策学研究科で取得できる専修免許状

- 中学校教諭専修免許状（社会）
- 高等学校教諭専修免許状（公民）

(3) 政策学研究科における専修免許状の取得方法

1) 大学（本学・他大学）の学部在学中にすでに一種免許状を取得している場合

- ① 学部で取得した免許状の教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が同じ場合
大学院修士課程において指定する「教科に関する科目」のうち、24単位以上を修得することにより専修免許状を取得することができます。
- ② 学部で取得した教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が異なる場合
この場合、専修免許状は取得できません。
(例) 政策学部（「社会」の免許を取得）から文学研究科日本語日本文学専攻（「国語」の教職課程がある）へ進学した場合など

2) 大学（本学・他大学）の学部在学中に一種免許状を取得していない場合

大学院在学中に一種免許状取得に必要な単位を科目等履修により修得し、かつ在籍する研究科において指定する「教科に関する科目」のうち、24単位以上を修得することにより専修免許状を取得することができます。

なお、一種免許状取得の要件は学部生と同じです。

一種免許状の取得のため教職課程科目の履修を希望される場合は、政策学部教務課にご相談ください。

(4) 教科に関する科目（政策学研究科）

以下の科目のうち、12科目24単位以上修得してください。

科目名	単位数
行政学研究	2
公共政策学研究	2
社会政策研究	2
都市政策研究	2

政治学研究	2
環境政策研究	2
財政学・地方財政学研究	2
地域経済学研究	2
環境経済学研究	2
非営利組織研究	2
地方自治体研究	2
地域協働研究	2
まちづくりとコミュニティ研究	2
コミュニティメディア研究	2
地域エネルギー政策研究	2
まちづくりと法研究	2
都市計画研究	2

【5】教育訓練給付制度について

政策学研究科修士課程及び博士後期課程は「教育訓練給付制度指定講座」に指定されています。

（1）教育訓練給付制度とは

教育訓練給付金は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった者（※1）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、受講者本人が教育訓練施設に支払った費用（教育訓練経費）（※2）の20%に相当する額が公共職業安定所（ハローワーク）より支給されるものです。

ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合、支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は、教育訓練給付金は支給されません。

（※1）支給要件期間3年以上の者。ただし初回に限り、1年以上の者。

（※2）教育訓練経費とは、1年目の入学金及び授業料の合計（奨学金が給付されている場合はその額を差し引いた額）。

（2）教育訓練給付金の支給申請について

政策学研究科では、修士（政策学）または博士（政策学）の学位を取得した日を「受講終了日」とし、教育訓練給付金の支給申請手続きは「受講終了日」（学位記授与式）の翌日から起算して、1ヶ月以内に手続きをする必要があります。

<手続きの流れ>

- ①本人の住所を管轄するハローワークにて、支給要件照会を行い、結果通知として発行された「教育訓練給付支給要件回答書」を、入学年度の7月31日までに政策学部教務課に提出する
- ②受講終了後、入学金および終了までに納入した学費の振込金受領書を政策学部提出する（それまで大切に保管しておいてください）。
- ③政策学部教務課にて以下の書類を受け取る
 - 教育訓練給付金支給申請書
 - 教育訓練修了証明書
 - 領収書
- ④受講者本人が、本人の住所を管轄するハローワークへ③とともにその他必要書類を提出する

【6】職業実践力育成プログラム（BP）について

文部科学省の認定制度である「職業実践力育成プログラム（BP）」に本学政策学研究科が実施する3つの履修証明プログラム（「地域公共政策士」資格プログラム）が認定され、2016年度から運用を開始しています。

本認定制度は、高等教育機関におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定する制度です。

※ 文部科学省の認定を受けた3つの履修証明プログラム（「地域公共政策士」資格プログラム）は、本研究科が実施する地域資格である「地域公共政策士」のプログラムとも連携しており、履修証明プログラムを修了すると同時に「地域公共政策士」の修了要件を満たすことが可能となります。

【職業実践力育成プログラム（BP）認定制度について】

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/



支援内容及び手続きについては、文部科学省での決定を受けて随時連絡いたします。